

第十七回 繼續會議錄第一号

委員の異動

十一月十三日委員赤松常子君辭任につき、その補欠として小林亦治君を議長において指名した。

十一月十六日委員愛知揆一君及び小林亦治君辭任につき、その補欠として加藤武徳君及び赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	郡	祿一君
理事		

委
員

宮城 城タマヨ君	龜田 得治君	加藤 武徳君	楠見 義男君	中山 福藏君	赤松 常子君	一松 定吉君
-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

事務局側

常任委員 會專門員	西村 高兄君
堀 眞道君	

說明書

公務省民事局長	村上朝一君
公務省刑事局長	井本台吉君
大藏省銀行局長	有吉正君
特殊金融課長	

参考人

都衛生局長 與謝野 光君

東京都衛生局予
防部性病課長 小原 菊夫君
警視庁防犯部長 養老 絢雄君

警視庁防犯
部保安課長
上村 貞一君

○ 本日の会議に付した事件
○ 檢察及び裁判の運営等に関する調査

〔完全経済会等特種金融機関に関する件〕

る件)

○委員長(郡祐一君) それでは只今から本日の委員会を開会いたします。

一應本日、明日の予定を申し上げますと、本日亮春対策に関する事項と、保全経済会に関する事項との説明の聴取、質疑を行いたいと思います。明日は司法制度に関する件、主として最高裁判所の裁判、憲法二四

すのは、東京都の衛生局長與謝野君、
憲兵所の櫻井、逆巻に關する件
並びに最近の治安状況について、それ
ぞれ最高裁判所並びに公安調査庁から
事情を聴取したいと思ひます。本日売
春対策に關する件で出席されておりま

性病課長小原君、警視庁防犯部長養老君、保安課長上村君、以上の諸君が出

席しております。先ず東京都並びに警視庁側から説明を聴取することにいたします。と思ひます。

○参考人(興譲野光君) お許しを願います。東京都の衛生局の行なつております売春関係の性病対策につきまして御説明申し上げます。

お手許に資料を差上げてございますから、それにつきまして申上げたいと

思います。東京都の衛生局におきましては、性病予防の諸対策を実施いたしているのですが、その中で本日はお申起しによります売春取締に関連のあります面を申上げてみたいと存じます。最初に、売春関係の性病対策を実施いたしまする法的根拠といたしましては、性病予防法という法律がしましては、性病予防法という法律が御承知のようにございますので、これに基きまして、現在におきましては関連の仕事をやつておるのでございますが、最初に強制検診の問題でございます。これは性病予防法の十一條に、常習売淫の疑ある者につきまして、都道府県知事が、強制検診をすることができること相成っておりますので、この条項を用いまして現在のところでは性病予防対策を実施いたしているわけでございます。御承知のように、あとから警視庁からお話がございすと思ひますが、都内各所にいわゆる売淫行為を常習する者が相当あるわけでございまして、その業態もいろいろございす。その中で第一にいわゆる街頭と、いふものが相当多数あります。特に都内の駐留軍の基地の周辺地区等に多数見られるわけでございますが、これらのいわゆる常習売淫者に対してしましては、現在のところ次のようなことをいたしております。第一には、性病課の職員が現場に赴きまして問答その他によりまして常習売淫の疑ありと判定いたしました者に対しては、法の十一條に基きまして検診命令を出すこととをいたすわけでございます。実は今年

の春の、つまり昭和二十八年度までは同時に車を持つて参りまして、これらの街頭で発見されました街娼と申しますが、これらに對しまして、即日即刻車に強制連行をいたしまして、病院に連れて参りまして、健康診断を実施するという方式をとつて参つたのであります。これにつきましては、法制意見局から意見が出まして、法の十一條というものは検診命令であつて、強制連行して検診する権限を与えてないというものがありませんから、私もどもといたしまして非常に困りまして、その以後におきましては、現状においてはこの街娼に對しまして、その場で検診命令書を出すことはかわかりませんが、翌日乃至或いは翌々日に病院に来て検診を受けるようにということで命令を出すことにいたしてあります。これは占領下においても、たゞ／＼當時の法務局の人に私も呼ばれて怒られたのでありますが、法律上の常識として、四十八時間くらいはの余裕というものとは与える必要がある。強制連行即刻検診することということとは人権蹂躪であるということとございましたので、今年の四月からは即刻検診することを取やめた次第でございます。これによりまして、従前と違ひまして、翌日本人が進んで病院、或いは診療施設に検診を受けに来る率が非常に下つて参りました。私どもの卑見といたしましては、やはりこういう手ぬるいやり方では殆んど実効が期せられない実情に現在のごとでございます。

何らかの立派とした申し立ても、これらのいわゆる散媚と申しますが、街娼と申しますか、これらの人々たちに対して性病から彼女たちを守り、又客と申しますか、買淫行為をいたします者に伝播することを防ぐには、今の法の十一條では十分のその意味における取締りができかねておりますという実情でございます。

次に、東京都においては、あとで警視庁からお話があると思いますが、常春等の取締条例によりまして、警察に常習の売淫の疑いを以て挙げられて参りました婦人に対して、やはり法の十一條で検診をいたします。この場合も大体人権蹂躪にならないように、本人の同意を得まして検診をする建前をとつておるのでございますが、各警署を私どものほうの職員が廻りまして、警視庁と、或いは三多摩におきましては三多摩の警察署でございますが、国警、或いは市の警察署と連携のもとに検診を行なつておるわけでございます。

それから、その次には東京都におきまして、占領後に起つた新しい仕事は、進駐軍との場合に特に多いのでございますが、駐留軍関係の兵隊さんたちが性病をうつした疑いのあるという報告が駐留軍から参りましたものがありまして、それは数にしますと、月に百、百五十くらいのももあつたかと思うのでございますが、コンタクト・トレッシングと申しまして、接触者調査と申しますか、駐留軍の担当部局から

私の局に通知書が参りまして、それによつてその相手とおぼしい女を探しまして、これに検診をいたすわけでございます。これは非常に、これもむづかしい仕事であつて、厚生省のほうではこれを認めておりません。併し実際には環境上やるざるを得ないので、私としてはいたしてあります。これは性病予防法の十條には、医者の届出があつて接触した疑いのある者について検診をすることが出来るわけになつておりますが、野留軍の報告書というのは診断書でありませんので、性病予防法の十條に基く検診は法的にはできない。従つて私もいたしましたが、これは野留軍の非常な要望でもあるし、又接触者といわれるくらいで、相手に性病をうつしておりますので、非常に罹病率も高いグループでございますから、これについては非常に困難な事情でございますが、納得づくで今日まで本人の検診を続けております。これについては私もいたしましてはやはり野留軍がおります間は法の十條でなく、やはり性病予防法なり、関係の法律を改正して頂いて、私もそしてやはり強制的に検診ができる道を開いてもらいたいというのが私たちの希望でございます。併し現状におきましては、毎月相当数の接触者調査によります野留軍の検診をいたしております。これは非常にむづかしいことでございまして、その報告書には日の色が黒い、髪の毛がちぢれて、背丈はどれくらい、ニツク・ネームはこういうことらしいといふことで来ますので、相手を探すのに困難でございますが、この仕事は続けております。

次に都内にあります日本人相手のいう／＼な売春宿のグループでございますが、これはいろいろあると思ひます。第一には上野の山その他都内各所におきまして、日本人を相手とするいわゆる野郎、或いは昔の言葉で言へば密娼というグループでございます。これは従前はやはり野留軍のMPの手で監視下に奉けられて、それをおつたのでございますが、今日におきましては、これらのグループは大部分姿を消しまして、何とか申しますか、しりまして、つまり街頭から家の中へかくれておきまして、余り銀座街頭とか、昔のように日劇の廻りとかいうようなところに多数の野郎が出ておつたといふことはなくなり、ボン引が連れ行くとかいろいろなことで家の中に入つたグループがございまして、これについてはなかなか私どもとして現在私ども直接性病予防法に基いて検診するということが現実には非常に困難でございます。街頭におきまして、私どもの職員が少のうございまして、とてもなかなか困難ではございますが、警察の協力を得まして、なおまだ浅草公園の周辺とか、或いは池袋附近の盛り場とか、或いは新宿区の一部とか、明らかに常習宿娼の人たちが多少集団的に多数おりますような地区につきましては、やはり法の十一條を以ちまして検診命令を發して強制検診をやつて参りましたのでございます。これもこの年の四月以降におきましてはやはり即刻進行といふことをいたしませんので、検診の命令書をやはり手交するといふ行き方になつております。この場合に

は殊に翌日、翌々日病院へ出て来る人が非常に少いのでございまして、この方法では我々の与えられた責任を果しにくいといふ現状でございます。次にいわゆる指定地と申しますか、まあこの頃俗に赤線地域といひますか、これらの地域があるわけでございますが、都内には十七ヶ所になると思ひますが、三多摩を含めましてこのくらの数の地区がございまして、これらにつきましては、現状におきましては、いわゆる風俗営業法に基きますカフエー業といふ仕事をいたしておるわけでございます。同時にまあ東京では軽飲食店といふ免許も持つておるところであります。そこに働く婦人が自発的に売淫行為を営むという格好になつておるわけでございます。我々いたしましては別にこれらの許認可関係は衛生局ではないわけでございますが、実情においてはこれらの地域が確かにあるわけでございます。これらの地域を性病蔓延の場とならないようにするべく、対策をいたしましては従前とも御承知のようにやはりいふゆる法に基きます健康診断、俗に検徴といふ仕事があつたわけで、明治六年から長く続きましたのでございまして、技術的にはやはり官廳の手を以ちまして定期的に健康診断をし、治療するのとが最も効果的であると思ひますけれども、性病予防法ができませんが、性に、私どもはよくわかりませんが、性病予防法で強制検診を課すること自体が、これらの業態を國家が存在を以つてきり認めたことになる虞れありといふことで落したといふことでございまして、まあ落す落さないは別といたしまして、やはりそこにおきまして売笑行

為が行われておるわけでございます。で、性病予防の立場から放つて置くわけには行かない。併し法的には何もない、而も定期検診をすることは認められたことにならぬといふ、法の十一條を毎週出で検診することは理論上できないわけではないわけでありまして、それは相成らんといふことでございまして、現情ではこれらの地区にそれ／＼の診療所を設けまして、自発的に一週間に一回乃至二回、所によつては三回のところもあるようでありまして、これらの経営する診療所の医師の手によつて健康診断、治療をやらしております。で、私もいたしましては、その診療、或いは検診技術の低下を恐れますので、年に二回、或いは三回になるところもあると思ひますが、法の十一條を適用いたしまして健康診断をやつておる。我々が指導検診と言つてゐるわけでありまして、私どもの職員の手で、春秋大体二回ぐらゐは健康診断をやつておることで現在のところ及んでおるわけでありまして、次に、まあ売春の虞れのあるものといたしましては業者地区、或いはダンスホールといつたようなものもあるかと思ひます。これらについてはその業態の第一義的の仕事は別に売春でもないのございまして、現情の性病予防法ではこれまでも責任を負うわけに行きませんので、東京都の実情といたしましては、業者地区につきましては年に一回だけ、いわゆる指導検診といふものをいたしておきまして、あとはやはりいわゆる特飲街と同様に診療所を設けまして健康診断、治療をやはり週一回

乃至二回いたしております。ダンスホールにつきましては、これは終戦直後花柳病予防法特別にはダンスはあつたのでございますが、その後の性病予防法にはダンスという字が消えております関係もあり、今のところ私どもといたしましては特別にダンスであるからといふ検診はいたしてありません。そのようなわけでございますが、性病予防の観点からいたしますときには、現状の性病予防法のみを以ちましては万全の対策は非常に第一線として講じにくいといふ実情にございまして、以上簡単でございますが御説明申し上げます。何か御質問ございしたら喜んでお答えいたします。○委員長(都議一君) 引き続きまして監視側から説明を聴取いたしたいと思ひます。衛生課長から何か補足の御説明ございしますか、性病課長から……○参考人(小原彌夫君) 特別に御説明申上げることではないのでございまして、罹病率について局長の説明を補足したいと思ひます。最近一般國民の性病の罹病率が低下するに並行しまして、売淫婦たちの罹病率も非常に低下しております。先ず野郎について申上げますと、二十五年あたりは一六%ぐらゐであつたものが、最近では一%以下つております。ソッセルマン、梅毒のほうの血液検査のほうの成績から見まして、最も高かつた二十三年あたりは四〇%ぐらゐだつたのでございしますが、最近では一七%ぐらゐに低下しております。又いわゆる赤線地区におきまして、最も高かつた二十三年、四年あたりは罹病率

一七%を上廻つたのでございますが、最近ではそれが五%ぐらいに下つております。又梅毒のはうの血液検査による成績を見ますと、二十三年には五七%でございましたのが、最近では二十七年一五%強、こういうふうによつておるような状況でございます。罹病率についてのみ御説明申し上げます。

○宮城タマヨ 委員長、一応説明を聞いてからですか。

○委員長(郡祐一君) 一応説明しておきますから、警視庁側を聞きましてから御質問願ひたいと思ひます。

○参考人(養老純雄君) 売春の取締を通じて、警視庁管内の売春の状況につきまして知り得た状況等を御説明いたしたいと思ひます。要点は謄写版にいたしましたお許しにお配りいたしましたと思ひますが、その順序を逐いまして私から若干売春につきまして敷衍しつつ申上げたいと思ひます。

警視庁管内の赤線区域、青線区域と言ひましても、いわゆるそういう所でございまして、公式にそうした区域を設けたとか、乃至はそれを公式に認めて特殊な措置をとつておるといふことはございせん。通常さうに申されておりますので、それに準じましてその状況を申上げたいと思ひるのでございますが、旧公娼娼地域につきましては、公娼廃止等の占領軍の指令によつたのでございまして、なおかつそうした場所の特殊な従来の沿革等に鑑みまして、終戦直後二十一年の十一月に次官會議の決定があつたのでございまして、その線に沿つて特殊飲食店、カフェーという名前で転換いたしました、そういう名前で普通特殊飲食店と申されておりますが、十三カ所管内に地域

が残りつておるのであります。そうした場所におきまして、営業者と従業婦との収支の配分状況等につきまして明確にするということとを申上げる資料を持たないのでもございまして、我々が取締り等を通じて承知したところでは、おおよそ収入の五分々々乃至は従業婦が四分で営業者が六分というふうな割合で配分しておるようでありまして、その従業婦の食費とか住居費、厚生費その他一切は営業者負担ということにいたしておるようであります。

こうした地域の業態は非常に定着いたしておりまして、その点いば警察といたしましても比較的よく知り得る場所なのでございまして、そうした場所以外に非常に終戦後の特殊の社会問題といたしまして売春の状況がたくさん行われておるのであります。勿論その売春の行為に伴ひまして、そうした売春の場所を提供するもの、或いはそうした売春婦を自己の支配下におきましてこれを管理するといふふうないろいろな悪質な行為が行われておるのであります。そうした状況は大体都内の新橋、有楽町、新宿、渋谷、池袋、王子、上野、板本、浅草、本所等盛り場に当然行われております。非常にそうした場所におきまして、我々が取締り上最近承知したところでは、そうした記録を記してみても、我々として痛憤おくあたわさるような悪辣な婦女の管理、押取といふものが行われている事態を承知したしておるのであります。

それから警視庁の取締りの方針でございますが、これは限られた人員を持ちまして我々としては取締法規の執行につきましては、日々鋭意努力をいた

しておる所存でございます。終戦直後以来の社会の経済事情、或いは一般道義感等の変化によりまして、勿論こうしたものがだん／＼とよくなつたと思つておるのであります。我々としていたしましても取締りについては相当密着した得たという点を自負いたしております。警察の取締りを以てして非常に社会の繁盛を興う、人権の尊重に欠くるような事態を一手になくし得るものとはなか／＼考えられないのでありますけれども、我々としては少くともそうした事態が拡まつて行くことを防止とめることにまあ専心して行つておるやうな状況になつております。警視庁本庁の係官及び警察署に保安係といふのがございまして、本庁の衛生係、保安係等の人員は勿論限られております。それでも大体最近月に数百件、年間八千件、九千件程度の売春関係の事件を検挙いたしたのであります。

係の事件を検挙いたしたのであります。係官としてははもつぱらこれに専心して奔命に疲れる程度の努力をいたしております。その大体的取締の方針でございますが、売春関係の取締の法規はいろいろございまして、法律では年少者の売春といひますか淫行を禁止する児童福祉法がございまして、それから同じく婦女子等を売買することを周旋することを禁止しております職業安定法、それから刑法の営利勧誘、淫行勧誘といふような刑法の法規、それから風俗営業取締法及びそれに基きまする東京都の条例がございまして、これによつて表裏的なものを取締る。それから直接には、昭和二十四年に制定せられたのでございまして、東京都に売春等取締条例といふのがございまして、これに基いて取締を実施いたして

のであります。それ／＼取締りの状況、結果等につきましては、お手許にお配りいたしました資料に書き上げたのであります。こうした諸法規を適用いたしまして、風俗営業等に対しては、時間外営業の取締り、それから店舗外におきまして悪質な客引きをするなどの取締り、及び従業者名簿等をよく整理させておきまして、確実にその状況を知ることができている、さうにいたしております。

それから先ほど言ひ落しました、勅令第九号、婦女に淫淫をさせる者等の処罰に関する勅令といふのがございまして、これは法律に準じた一つの法規でございますが、これによりまして従業婦の雇入れに際して前借をさせ従業婦の身体を拘束するといふもの、それから従業婦のこれは身体拘束になるのでございまして、衣料、家具、調度等の購入斡旋をいたしまして、それで束縛する、外出等について監督をつけたか見限りをする等の行為、こうした点、拘束をするものと認められるものと及び従業婦の雇入れに際しまして周旋人を介在させる等のものに対して、取締りの重点を置きまして取締つてあります。ただ先ほどもちよつと触れたのでございまして、一般的に取締るといふのみでは到底効果のある結果が得られせんので、我々としては非常に重点的に一定の地域に対して継続的な取締りを実施するとか、或いは特定の態様を持つた売春関係の犯罪に対してこれを取締るという方法によりまして、年間を通じて、毎年そうした取締りを以ていたして行つておるのであります。それから売春行為に関連しまして、麻薬、或いは覚醒剤等の犯罪が関

連して多く発見せられるのでございまして、こうした点も併せて、取締りを強力に進めておるのでござい

連して多く発見せられるのでござい

性病等の問題につきましては、先ほど都の衛生局長からお話がございしたので、私から改めて申上げることはいたしませんけれども、特に青少年問題に関連いたしまして、年少者に売春を行わせるというふうな事態がときどき発見せられまして、そうした意味からして、この点については我々も十分関心を以て取締りをいたしている状況でございます。

非常に難題でございますけれども、お手許にお配りいたしました資料によりまして、概要警視庁といたしまして取締りの状況及びそれを通じて知り得た状況等をお話申上げた次第であります。

○委員長(郡祐一君) 保安課長から何か御説明がございせんか。……最近の事例等について上村警視庁保安課長。

○参考人(上村貞一君) 保安課長でございます。非常に売春が潜在的に行われるやうになつて参りました。特にこの春頃から非常に特異な管理形態が出ておるのじやないか、暫くこれを見ておりますと、浅草の国際マーケットの中に非常に売春婦がたくさん朝鮮人によつて管理されておるといふような事実が発見されまして、あそこは特異な思想状況を持つた所なので、警備施設の上からあそこへ手を入れてみたのであります。非常に情報を知りたされて、大よそ三百名ぐらいの売春婦があつたマーケットの中に五人、七人というふうに分けられて管理され、これが各所の旅

もあつたのですが、現状は先ほど申し上げましたように、この四月から法務省の意見もありまして、命令書を出して出頭してもらう形に変わってからは、検診を受ける人が非常に少なくて、吉原病院の平均の在院者数は収容施設能力の二百名に達して、先ず十名内外ということになってございまして、殆んどが空きになっておるような次第でございます。

○赤松常子君 次に防犯課長にお伺いしたいのですが、先ほどいつも警察当局が取締りに際しては人手が足りない、予算が少いということと非常に検査がむずかしいとおっしゃっているのをごいいますが、そのみではないように私思ふのをごいいます。というのは、少しが過ぎたことかも知れませんが、従来の長い歴史から見まして、集約的に業者がおりますという地域のいわゆるボスと警察当局とがどうもいさかいな関係から、そういう問題に対してはつきりした態度がとれないというふうな思ひの關係があつたことはいさかい知つてゐるわけのございいますが、そういう何か経済的に、例えばその警察庁舎を作る場合にその地区の有力者の寄附を仰ぐから、警察の権力というものがはつきりとさせ得ないという場合が随分あるのをごいいますが、先達つても私静岡県下に参りましたときにも、何か警察当局がやはりそういう業者の組合の設立に或いは助力したとか、或いはその顔役になつてゐるとか、顧問になつてゐるとかいうことがあつて、非常にそういう点に於ける場合が随分あるのをごいいます。そういう点はあると思ひでございまいしょうか。その点はどう

でございますか。

○参考人(養老純雄君) 先ほど私の申し上げましたのは言葉が足りませんで、取締りに当る人員が少い、予算がないために十分効果は期し得ないというふうな御印象を頂いたとすれば、私の意図したことはないのでございまして、我々は人員としては多いけれども、現任の人員を以て最善を尽くして、勿論仕事は伸びるのでございまして、相当の効果を挙げているのじやないか、まあ自分たちの考へている状況を申し上げたつもりであつたのでござい

ます。それから取締りをいたします上に、特殊の地域に對しまして何らかの制約を受けるという事か、社会的な圧力乃至は個人的な圧力等がありはせんかという御懸念でございしますが、監視庁におきましては絶対にその点はございせん。又警察が取締対象にするようなこの業態といひますが、そうした業態となんか特殊のつながりが生ずるような事象といひものは、極力この点は警戒いたしておりますから、さような事象が生じていないといひことはつきり申し上げ得られると思ひます。

○赤松常子君 大要御活躍願ひしているといひこともよくわかるのでございしますが、実際の数字を調べて見たところによりまして、ほかの犯罪は検挙件数が殖えてゐるのでございします。なお最近売春取締については昭和二十五年、二十六年、二十七年とだんだん数字が減つてゐる事実が上つてゐるのでございします。二十五年は七千五百人、二十六年は七千八百人、二十七年は六千八百人といふように売春に關係した問題が非常に減つてゐるといふことはどうい

う原因か。むしろこういう売春区域がだんだん殖えてゐる、そういうところに果食つてゐる人が殖えてゐるにもかかわらず、取締件数は減つてゐるといふことは何を意味するのでございまいしょうか。

○参考人(養老純雄君) 今取締の件数の数字によりまして、むしろ売春行為が多いにもかかわらず、むしろ警察の手が鈍つてゐるのじやないかといふような御意見でございしますが、これは一つのまあと申しますが、取締上のいさかい技術がございまして、二、三年前はいろいろまあ占領軍等の共同行動等もあつたのでありますが、一斉の狩込をするといふことをいたしておつたのであります。それが今日はいささかそうしたまあやり方が果して警察権のまゝ行使として妥当かどうかといふような問題がございまして、今日はそうした一斉に全部網羅的に検挙して行くといふような方法を講じておらないのであります。性病予防法十一條に基

きまして従来いたしておりましたそうした狩込がどうも適当じやないといひ解釈がございまして、そうしたことをやめております。そうしたまあ技術上の問題等が結果いたしまして、事実御指摘のように若干検挙件数が減つて來てゐるといふことは我々としても認めるのでございしますが、そのために非常に警察の手が及ばずして一層蔓延してゐるといふことはなからうかと思ひるのでございします。

それから今一つはその取締りました事件の内容でございしますが、内容からいたしますと、単純に街頭の売春婦を一人検挙いたしましたも、これ又売春關係の犯罪者として一件の検挙になり

ますが、我々はむしろ先ほど申しましたように、そうした売春婦を管理するといひますか、自分の支配下におきまして、そうしたものを排除しているような、そうしたより高度の悪質な売春に關係をいたしました犯罪といひものに主眼を置きまして、そうしたものを重点的に取締るようになつてゐるのでございまして、そうした点を内容的にお考え頂きましたらば、むしろそういう意味の悪質なものむしろ検挙数が殖えてゐるのじやないか、かように我々としては考へております。

○赤松常子君 検挙数が殖えてゐるとおっしゃつておりますけれども、今日來ました資料の中の事件の統計では却つて減つてゐるのじやありませんか。昭和二十七年と二十八年と比較いたしまして、人員数は百五十三人から二十八人は百二十一に減つておりますし、件数は百四十六件から百四件に減つてゐるじやありませんか。この矛盾はどうしたものですか。

○参考人(養老純雄君) 今御指摘の表はいわゆる赤線区域でございします。我々は赤線区域といふふうなあれを設けておりますけれども、いわゆる先ほど申しました特殊飲食店街に對します取締りの状況を書きました表でございしますが、これは二十七年と二十八年を比較いたしまして計上しておりますが、この数は二十八年度の九月末までの数字でございまして、年間を出しておりません。従いまして二十七年と比べて少くなつてゐるのでございしますが、勿論そうした犯罪が事実少くなつて、警察の取締件数が減るといふことも勿論あるのでございしますが、今年度の取締りを終了せばこの数字はわ

かりませんけれども、少くともこれでは中途になつておりますので少くなつております。

○赤松常子君 その点わかりました。もう一回、今度はここ二、三年の検挙数の資料を頂きたいと思つております。

それから防犯部長にも一つお尋ねしたいのでございしますが、いつも言われますことは、取締りの際どうも人手が少いから取締ることがむずかしいとおっしゃつております。そういう点で考へるならば、このばら／＼で働いてゐる散居を追つかけるよりも、一カ所に固まつてゐる集居区域のほうに取締りの対象をおくことが、取締るほうからやさしいと思つてゐるのじやないか、併し実際の取締りは散居ばかりに重点を置かれて、集居には余りに手入れがはしないといふ事実がございしますが、そういう点はそういう取締りの手が少いとおっしゃるのと少し矛盾はしないでしょうか。

○参考人(養老純雄君) 事実この集居、散居いづれにいたしまして我々としていづれかに取締上手心を加えるといふふうなことはいたしておりませんけれども、我々としてもそうした地域に売春が行われてゐるといふことは決してこれを目をむくといふことは決していたしておりません。ただ非常にこれが放置すればだんだん／＼と拡がつて行くものでございまして、そうした集居地域が、従来沿革のある地域がこれが更に殖えて行くといふふうなことは、極力警察として努力いたしておりますが、一般にそれがまあ拡がつて行く。これをむしろ何と言ひますが、抑えるのに今のところ

る精一ぱいだ。むしろ社会的に見ても、そうした散居といいますが、特定の地域以外にどん／＼と拡がって行くもののほうに非常に悪質なものがあるように、むしろ非常に、先ほど保安課長が申しましたように潜伏、潜行の、表面を隠れて非常に悪質な行為が関連して行われておるといふような状況がございまして、どうしてもまだそのほうに重点が行くといふような状況になつておるとは事実でございます。併しと言つて集居地域に對しては、併しとお配りしました資料にもございまして、年間に、司法処分、行政処分併せまして年間相当、勅令九号違反、児童福祉法違反、職業安定法違反、或いは刑法の淫行勧誘、営利勧誘等の犯罪に對しては、併しと仮借なき取締を実施している所存でございます。

○赤松常子君 実は昭和二十四年に東京都の都条例ができたときに、都會議員の我が党の元島議員が質問いたしましたことに関連いたしまして、その当時田中警視總監がどういふ答弁を書面で回答しておられるのであります。つまり元島議員はこの条例の作成に際しまして警視總監はどういふ態度で行くつもりであるか。つまり公娼制度及び集居地に對してこれを徹底的に絶滅するといふ強い意思をもつておられるかどうかといふことに對しまして、警視總監の答弁は、これは国が売春取締法を作るまでの暫定的処置であつて、空白時の取締条例であるから、先ず緊急の処置としてこの露骨な街頭の売春を取締り、そして順次公娼制度の根本の根を断つて行くといふような答弁をしておられるのであります。けれどもこの答弁がございまして以後も、ずつ

と取締り状況を／＼見ていますと、一方の集居地には手を入れていると、つしやなくて、今申上げましたような散居ばかりを追つておいでになるといふ結果を私耳にする次第でございますが、今十七方所ございまして集居地は昔の公娼制度と全く趣かない遊廓に等しい現実になつておるのでございまして、これは却つて逆に公娼制度を認め、そこに追い込んで行くといふような結果になつておると思ふのでござい

す。私は警視庁当局が警視總監が答へられたこの趣旨に副つて今なおやつていられるとは思はない。こういう点に對して、集居地に對してのもつと徹底した取締りを願ひたいのでございまして、何かそこはどういふ隘路があるのか、せつかく声明しておいでになることと現実とがどうしてもマッチしていない。その辺のところをもつと詳しくお聞かせ願ひたい。

○参考人(長老崎雄君) 集居地域に對しましては、警視庁といたしましてこの取締りの基準というものを、暫定基準でございまして、営業の外に出で客を取る等のことは勿論時間外営業、そうしたものをいたしておられますが、前借或いは身体拘束或いは周旋人による介在、それから搾取、虐待、年少者の接客行為等に對しまして方針を立てて取締りをいたしておられて、この点我々としては売春に關連いたします悪質なものを取締るという方針には何ら手を加えるといふことはいたしておらないつもりでございまして、ただこの地域に對しましては次官會議の、先ほどの十一月に方針が立てられて、こ

うした地域が今日のような形で残されているといふことについての方針が立てられておるのでございまして。従ひましてその程度の國の方針に準じて取締りはいたしてあるつもりでございまして。ただ今申しましたような法令違反に對しまして行為について、これをどうした地域のみに手を加えるといふようなことは全然いたしていないといふことは、はつきり申上げられることだと思ひ

ます。○赤松常子君 せんだつて私北海道の札幌へ参りまして、札幌の市で非常に厳しく市条例が発令された。そうすると業者及びその町のいゝゆるる当局が町の繁榮上、非常にそういうものがあるか、いつもこういう問題には反對なので、私は東京都の取締りをしたいので、今申しましたように町のため、経済的に非常な町がさびれるからといふような立場で非常に圧迫を加える場合も随分ございまして。最近の江田島の場合も、先だつてもちよつと聞きましたら、立川では二十億、月に銀行の預金があつて、そのうち十五億が業者の手から預金されて、あとの五億がそこに働いておられる人々からの預金だといふふうな、町の繁榮と非常に結び付いておられることを考えて、東京都が躊躇すればそういう方面からの圧

迫があるといふふうなことがありはしないか、それで取締りに手を加えていらずしやるのじやないでしようか。ちよつとよその例を知りまして、東京都の立場をちよつと伺ひたいと思ひます。

○参考人(長老崎雄君) 先ほど申しましたのでございまして、警察が売春關係の諸法規、取締法規を執行します上におきまして、外部から何らの制約を受けるような事実はございせん。我々としてその点極めて何といひますか、自由な立場で取締りができるといふことをはつきり申上げられると思ひます。

○赤松常子君 私最後にもう一つお尋ねしておきますが、それでは今度早急に私も全国的にこういう問題を取締る法律を作りたい、まあこれは非常に難航するでございまして、容易ならんことではございまして、努力しておるのでも、まあ東京都を初めといひまして、府県の警察当局と協力し、こういう法律を突進して進めて行くといふ御決意をお持ちでいらつしやいませうか。私も東京都が率先してそういうことをお示し願ひたいと思ふからでございまして、決意をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(長老崎雄君) 我々といひまして、この売春關係の取締りをいたしておりますが、警察の取締りのみを以てしようとしたものが、一挙に解決できるとは必ずしも考へておりません。併し、こうした行為が社会的に必要なものと、或いはいいものとも勿論考へておりません。そうした法令が若しできる

ならば、十分そうした法令の趣旨によりまして、警察として取締るべき点について取締つて行くといふことは、はつきり申上げられると思ひます。

○補見義男君 今防犯部長がおつしやつたその点に關連してお伺ひしたいのですが、取締りだけでは必ずしも万全を期し得ないといふその点なのです。が、実は本日お見え頂いて／＼お話を承るに當つて、ほかの委員のかたも／＼御期待をしておられただらうと思ひますが、私は実は本日の会で一番期待をしておつた問題は、今おつしやつた点なのです。売春關係でこれは悪い、併し必要な止むを得ざる懸だといふような見方をする人も相当ござ

います。例えば良家の子女が云々とか、或いはそれ以外の／＼の理由をつけて、止むを得ざる懸だとか、こういう見方をせられるかたがあり、それに対して、それはそうではないんだと、どうしてもこれはやめなければならぬんだといふことを強く主張せられるかたもあります。私は全く白紙の立場でお伺ひしたいのですが、私個人的に考へれば、売春關係のこういうものは是非やめたい、なくしたいといふことを、個人的には非常に念願をしております。ただ、今おつしやつた言葉に關連して、從來から／＼のことを言われており、厚生關係が伴わなければならぬとか、或いは福祉關係がどうなければならぬとか、／＼なことを言われておりますが、そこで伺ひたいこと、又お答え頂きたいことは、形式張つたことではなしに、い

は、研究的な氣持で、輕い氣持で率直な御意見を伺ひたいんですが、防犯關係に携わつておられるあなたがたが、

これをなくするのには勿論取締りといふことも必要でしようが、それ以外にどういふことをやる必要があるのか。防犯の立場に携わられて、そうしてそれに関連してお考えになつておられること、又強く感ぜられておること等ございませう。この機会に今申上げたような肩張らない気持ちで率直に御意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(養老純雄君) 案な気持ちで話せという御趣旨でございませうから、あえて私から申させて頂くんでございませうが、非常に問題が大きい問題でございまして、我々一属僚として、こうした点に決して御参考になるような意見を提出せたいと思つたのでございませうが、我々がこれまで取締りしました売春婦等の転落といひますか、そうした行為に入つた動機を調べますと、やはりこれはもう御案内の通りでございませうが、生活苦というのが圧倒的に多いのでございませう。その他若干好奇心とか自暴自棄というふうなものがあるのでございませうが、生活苦というのが殆んど圧倒的な動機になつておりまして、そうした、何といひますか、生活苦によつて婦女がこうした業態に入らなければならぬという実態が、先ずこれが拭ききれなければ、如何に警察として取締りで追いかけても、これはもうしょうがないことではないかというところを先ず第一に考えております。

それから、これはまあそうした事態を容認する一般の空気がいひますか、如何にこれをやめようといひましたし、もう一般の空気がそれを受入れないといふものでありますならば、これはもう容易にそれを防げるものではないといふことを私は考えております。先

ずそうした点で、経済上の問題と、今一つこの道義といひますか、一般の国民がこうしたものをやめようという気持ちになり切らなければ、これはもう防ぎ得ないのではないかと。そういう客観する気持がある上に、一方では経済的に窮乏して来るものならば、どうしてもそこにこれが出て来るのでありまして、ただ警察の権限等によりまして防ごうということでは、我々として眼

りのある問題だということにならざるを得ないと思ふ。従ひまして現実に率直に申したのでございませうが、我々としてはせいゝゝ悪質なものをとめて、事態がこれ以上に振がつて行く、全然そうしたことのない地域にまで、場所にも、乃至は人にまでこうした行為がどん／＼と振まつて行く、そうした風教上の問題その他から見まして、せいゝゝそれを食いとめるということに警察として努力が払われておるといふ状態がございまして、どうしてその根源が絶たれるという方がないければ、決して我々が取締に絶望してゐるというふうな意味ではないのであります。これはもう専心いたしておりませうが、絶えずそうした矛盾は根本におさまして頭に浮んでおるのでございませう。

○楠見義男君 生活苦の問題はおつしやる通りだと思ふのですが、そこでその問題とも多少関連をするのですが、この道に入つた人間を補導して行く、いわゆる足を洗はせるといひますか、補導して行くという観点から見まして、これはもういゝ／＼仕事に携つておられて、そうしてそれに関連してこ

きの御意見がありますれば、この機会に伺つておきたいと思ひます。
○参考人(養老純雄君) 現在警視庁としましては、警察の關係いたしましたこの売春婦等に対して、これを更生させる、或いは補導するといふふうな方途は何ら警察として講じておりません。おりませうけれども、実際に再犯者といひますか、勿論絶えずこれは新らしいのは注ぎ込まれて行きますけれども、二回、三回、数回、しよつちゆう警察に取締られて又釈放されて又取締られるという再犯者が非常に多いのでございまして、それを考えますと、どうしてもこれを他に新らしい職業を持つなり何らか別にこの世に処して行くといふ途を講じさせようといふことがなければ、結局新しくどん／＼とこうした道に入つて行くほかに、一旦入つた以上もうそれから出ない。何

回でも、警察が何度取締りしても繰返すという結果が續きますから、事態が解決せられない。おつしやるような意味で非常に困難ではないかと思ひますけれども、何らかそうした方が講ぜられない限り、非常に問題はいつまでも経つても解決せられないことになるのじやないかと考えております。
○楠見義男君 私が実は今お伺ひしておる意味は、その道に入つておる人はもう山へ登つちやつてな／＼いゝ智慧が出ないのです。そこで例へば補導の問題にしても、それが厚生省の仕事であるとか、或いは法務省の仕事であるとか、そういうふうなことで、警察のほうはなか／＼権限がそこへ入らない。従つて手が入らないといふことも言えるのですが、同時に厚生省とか或いは法務省は、今申上げたように山

へ登つちやつてもう目が見えない。それをむしろ第三者的に防犯でやつておられるその立場から、こういうことをやつたらよくなるのじやないかといふようないゝ／＼のお氣付きが、全くの第三者よりもむしろ近い第三者として御意見があるのじやないかと思つたのですが、若しそれがあれば後ほどもお伺ひしたい。

それから今の生活苦の問題にも関連するのですが、或いは私が中座してゐる間に話が出たかも知れませんが、最近の凶作関係で相当地方では身売り等の問題があるように新聞その他で承知しておるのですが、勿論これはそれぞれの当該県でいゝ／＼取締をやつておられると思ひますが、同時にそれらの連中が来るのは、東京或いは大阪といふような大都會だろ／＼と思つたのですが、そこで警視庁の防犯のほうの立場から、そういうふうなことに對しての最近の状況等が若しおわかりであれば、参考のためにお伺ひしておきたい。

○参考人(養老純雄君) 売春を防ぐような方策はいゝ／＼あるだろうと思つたのでございませう。併し我々としてしまつては、取締を通じていゝ／＼調べた資料等は、これは精細に、何といひますか、この頃白書といひますが、そういうものに全部まとめまして、関係あると思はれる官庁等に対しては絶えずこれを通報いたしております。勿論我々として全然そうした点について意見がないのはございませうが、ここで私からまとめたものとして申上げるには私として更によく考えて見たいと思つたのでございまして、十分御指摘の点について、更に今後そうした点に気

付く点がありましたならば、決して警察の仕事じやないといふような立場でなしに、十分そうした点を示唆し得るような資料を揃えまして、更に今後関係方面にも呼びかけるようにいたしたいと思つております。

それから新聞等で非常に最近凶作等によります農村の不況、それに伴う女子の身売り等の問題が取上げられておりました、我々としてしまつても十分これについては関心を払つておりますけれども、最近取締つて参りました調べ等から見まして、端的にそうした事態を反映した事件だと思はれるようなものはまだ承知いたしております。恐らくこれは一概に今のところ申上げられませうけれども、むしろそうしたふうによく問題が取上げられてやがましうされておるだけに、むしろそれがそうした事態を防ぎとめておるのではないかと。いかにいふに、これは非常に私としては推定のみのことになりまうけれども、実際はそうしたことによつてむしろ非常に防がれておるのではないかと。思つたのでございまして、何か顯著にそうした取締の結果から見まして出て来るといふ事態はございませう。

○委員長(都部一君) ちよつと今に関連して與謝野衛生局長から……
○参考人(與謝野光君) 楠見さんの御質問に関連してお答えさして貰きたいと思ひます。私のほうの立場から売淫の問題を解決する点につきまして一、二思ひつきました点を申上げたいと思ひます。
第一に、この売淫問題というものは売りのもの、買ひのもののわけであつて、買ひのものがなければもう仕事はな

くなるわけでございます。従つてやはり青年なり何なりの教育ということが大事なのではないだろうかと思つてます。同時にこれは青年の、男のほうだけに、女のほうにこういった仕事に就くことはやはり好ましいことではないかと思つておられます。この頃、女の人のこういった仕事に就く人は減つて来ておられるというのでは、やはり婦人の自覚に基くのではないかと思つておられます。

それからいま一つは、先ほどお話にもありましたように、一歩この業界へ入つた人の更生というものは、理論で割つたように簡単に私ども医学者としてはできないのではないかとと思つておられます。

例えば青原病院に何回も入つた女の人があります。この人は三回も四回も救世軍の更生施設に入つて出て来る。四カ所都の委託しておる更生施設があるわけでございますが、そこへ入つた人が皆出る。或るときは私に聞いてみたのでありますが、私が出るのは、非常な立川の救世軍の寮など深切にして、寮長さん以下非常に面倒をよく見てくれる。併しながら夕方になるとうしても淋しくてそこにおられない気持ちになつて出て来てしまふ、非常に私は寮の人たちに感謝しておるのだということを言つたのですが、それは本当のことだと思つておられます。曾つて大阪府の衛生部で試験的に、献身的な女医さんがあつて、そうした更生したいという女の人を取りまわして、自宅に置いて、いろいろ交際をさせて、結婚を媒介した例があるのですが、やはりこれらは家庭を持てることが一番の解決策のようでございます。勿論職業を与える

ということも必要であつて、食つて行けないためにいつまでも續けて行くことが本當でございますが、一面にはやはり不能の問題もありまして、やはりもう少し今までの、今種見さんのお説にもあつたように、いわゆる形式的な更生施設だけでなく、何かその婦人が一人前の女の人のとして、普通の一般の女の人の同じような生きる道ができるようにするとか、或いは働く環境も更生寮とかは女の人のばかりいて、いわゆる修道院みたいなになる、それが非常に淋しいらしいのです。そういうふうなことも考慮して施設を考えて行くことがいいのじやないか、こう考へておられます。

それからいま一つは、やはり一つの病氣みたいなものであつて、病氣にかつたものは治療する、第二は予防医学ですね。新しくこういう方面へ入つて来る女の人を防ぐということが要るのであつて、その意味においては児童福祉法というのが相当役立つのではないかと私は思つておられます。併しながらこれでもなお一つあるのは今の児童福祉法では罰則が非常に軽いのであつて、罰金刑くらいである関係もあつて、これはやはり更生禁止法そのものについては私は意見があるのですが、むしろ児童福祉法を全面的に御研究願つて、やはり普通の女中さんに使つたか或いは農耕に使つたための人身売買の場合のあれは罰金でもいいかも知れませんが、更生関係のほうへ使つた場合にはやはり重い体刑にするというこゝになれば、よほど新しく来る人を減らすことができるのではないかと、これは新しく来る人を防ぐほうが今おる人を更生させるというこゝより

りも非常にやさしいのじやないかと思つておられます。以上簡明でございますが……。

○楠見義男君 今衛生局長からいろいろ有益なお話を承つたのですが、一防犯部長のほうでも、白書とか何とか言いますときき申上げましたように所管事項だけになつてしまふので、それだけじゃなしに関連して今の衛生局長がお述べ頂いたようなお気付きの点を是非一つ別の機会でも結構ですが出して頂きたい。と申しますことは、これはみんな悪いということを知りながらさつき申上げたように止むを得ざる悪だとかいうような声が非常に過大評価されていくようなので、従つて更生取締法をやろうという場合には、どうしてもそれらの過大評価された障害というものを突き破つて行かなければならぬ。それにはいろいろの調査も、それから又それを突き破るだけの対策を講じて行かなければならぬ。観点からしても是非あなたがたその仕事に近い関連を持つておられるので、どうか、どうぞ御意見を、別の機会結構ですからお述べ頂きたいと思つておられます。これだけお願いしておきます。

○一松定吉君 この更生の悪であるというこゝとは恐らく何人もこれに反対するものはないと思つておられます。然らばこれを一体どうすればいいのかというところが問題になるので、御婦人の議員諸君はいろいろお話を承つて見ると、更生というものを一切禁じてしまふ、そうして性病予防というやうな方面に寄与して国民の健康を立派にし、女性の素行を優良ならしめるといふ方面に導かなければならぬというお考えのよう

うに思つておられます。私もそのういふ点については何ら反対はございませんが、ただ私がいつも考へておりますことは、生きとし生けるものが生殖ということに向つて、これはもう生き物の当然のこれは行いだ。それを何とかして抑へるはけ口をこしらえてやらなければ、ただ取締る／＼ということだけではこの目的を達するものではないと私は考へておられます。如何に取締つても、男女の關係が取締りによつて取締られるものではない。取締れるところはむしろ危険が多くなるといふように私は考へておられます。そこでこれは必要であるんだが、どうすればいいのかということが研究しなければならぬ問題である。それをただ我々が委員会でも話合つてみたところが、甲の立場と乙の立場と丙の立場とそれ／＼違つたことになり、考へが異つておれば幾らしても結論にはこれは到達しません。そこで問題は更生というこゝとは絶対に我が國では禁じてしまふのであるのか、いや条件を付けて禁ずるのであるのか、或いは放任するのであるのか、そういう点を先づ先にきめて、絶対に禁じてしまふというこゝは私の考へではこれは不可能だと思つておられます。これを放任するかどうかというこゝは、それは甚だ不都合であつてそれは絶対にできない。然らばどういふようにこれを禁ずる、これを禁ずるところは禁ずるところを許すところを許すかという点が一審必要なことであつて、恐らく御婦人の代議士諸君の御懸念に相成つておられるところもこの点だと私は思つておられます。それは私は広く公聴会を開いて、そうし

て御婦人の意見も聞き、医者の意見も聞き、取締り方面の人の意見も聞き、業者方面の意見も聞き、男のほうの意見も聞き、女のほうの意見も聞いて、然らばどうすればいいか、こういうふうな結論を得なければならぬのではないかと私は思つておられます。過般大義法相が当委員会において、取締ることはどうしてもこれは取締らなければならぬが、その取締りについては一体どういふ程度から取締らなければならぬか、屋外において見苦しい行動をし、人目を慮らないやうな醜行をやつておるものは、これは言うまでもなく取締らなければならぬが、屋内においてそういうことをやつておるものは取締る必要もあるやうが、それを極端に話をすればいよいよ／＼婚約のできた男女が一室においてこそ／＼話合つておることを、ちよつと来いで警察に連れて行つて／＼してこれを調べ、或いは局部を検査するといふことは、これは不都合千万だ、こういうやうなこゝについて実は自分も非常に苦心しておるんだというやうなことを大義法相が当委員会において述べられたのは私は御尤もだと思つておられます。今赤松委員は、政府が提案しないといふことであれば、我々婦人議員で一つ提案をして立法の任に當つてかゝるとき懸念を免除したいという考へを持つておるが、どういふ御意見があつた、私は御尤もだと思つておられます。これは禁ずるところを許すところを許すかという点が一審必要なことであつて、恐らく御婦人の代議士諸君の御懸念に相成つておられるところもこの点だと私は思つておられます。それは私は広く公聴会を開いて、そうし

て御婦人の意見も聞き、医者の意見も聞き、取締り方面の人の意見も聞き、業者方面の意見も聞き、男のほうの意見も聞き、女のほうの意見も聞いて、然らばどうすればいいか、こういうふうな結論を得なければならぬのではないかと私は思つておられます。過般大義法相が当委員会において、取締ることはどうしてもこれは取締らなければならぬが、その取締りについては一体どういふ程度から取締らなければならぬか、屋外において見苦しい行動をし、人目を慮らないやうな醜行をやつておるものは、これは言うまでもなく取締らなければならぬが、屋内においてそういうことをやつておるものは取締る必要もあるやうが、それを極端に話をすればいよいよ／＼婚約のできた男女が一室においてこそ／＼話合つておることを、ちよつと来いで警察に連れて行つて／＼してこれを調べ、或いは局部を検査するといふことは、これは不都合千万だ、こういうやうなこゝについて実は自分も非常に苦心しておるんだというやうなことを大義法相が当委員会において述べられたのは私は御尤もだと思つておられます。今赤松委員は、政府が提案しないといふことであれば、我々婦人議員で一つ提案をして立法の任に當つてかゝるとき懸念を免除したいという考へを持つておるが、どういふ御意見があつた、私は御尤もだと思つておられます。これは禁ずるところを許すところを許すかという点が一審必要なことであつて、恐らく御婦人の代議士諸君の御懸念に相成つておられるところもこの点だと私は思つておられます。それは私は広く公聴会を開いて、そうし

て御婦人の意見も聞き、医者の意見も聞き、取締り方面の人の意見も聞き、業者方面の意見も聞き、男のほうの意見も聞き、女のほうの意見も聞いて、然らばどうすればいいか、こういうふうな結論を得なければならぬのではないかと私は思つておられます。過般大義法相が当委員会において、取締ることはどうしてもこれは取締らなければならぬが、その取締りについては一体どういふ程度から取締らなければならぬか、屋外において見苦しい行動をし、人目を慮らないやうな醜行をやつておるものは、これは言うまでもなく取締らなければならぬが、屋内においてそういうことをやつておるものは取締る必要もあるやうが、それを極端に話をすればいよいよ／＼婚約のできた男女が一室においてこそ／＼話合つておることを、ちよつと来いで警察に連れて行つて／＼してこれを調べ、或いは局部を検査するといふことは、これは不都合千万だ、こういうやうなこゝについて実は自分も非常に苦心しておるんだというやうなことを大義法相が当委員会において述べられたのは私は御尤もだと思つておられます。今赤松委員は、政府が提案しないといふことであれば、我々婦人議員で一つ提案をして立法の任に當つてかゝるとき懸念を免除したいという考へを持つておるが、どういふ御意見があつた、私は御尤もだと思つておられます。これは禁ずるところを許すところを許すかという点が一審必要なことであつて、恐らく御婦人の代議士諸君の御懸念に相成つておられるところもこの点だと私は思つておられます。それは私は広く公聴会を開いて、そうし

なんというものを認めるということについてこれは弊害がございます。公娼はいけいない、それならばどういふ程度にすればいいかというのを各方面の人々の意見を聞き、諸外国の立法を参照し、そうして我が国に最も適して、これならばまあ結構だというようになことを我々が検討して、そうしてこれを決するということではなければならぬと思ふ。私は先般もここで言つたかも知れませんが、イギリスのバッキンガム宮殿の隣りのハイド・パーク、イギリスは御承知の通りこういう方面についてはいろ／＼文化が進んで取締りも相当できるところであるが、夜になつて日が暮れると、夜の十二時まで、門を閉めるまでの間はもう至る所にこれは売春でもありますが、男女の醜行が見るに見られないような状態にあります。現に私もは現場を見て驚いた。それでそのときの英國の議會で、内務大臣に一議員が、英國の品位に對してこういうようなことを内務大臣が放任しておくことは不都合千万だと言つて、丁度我が國の御婦人が非常に御心配になつてこれをやがましきおつしやると同じように、國會で意見を述べた。そうして内務大臣に、あなた一遍御覧なさいと……。それに對して私は見たことがないから我が國でそういう醜行が行われているということはわからんが、君たちが言うならば見よう、近いうち見なさい、近いうちに見ようということ、暫くしたあとに内務大臣は見た、行つて見たよ、見たけれども、イギリスのセントルマンの眼にはああいうものは見えないのだよというように言つて、そのまゝになつて今でもハイ

ド・パークではそういうことが行われている。これはどうして取締つたらいいか。これはこの議場でお互いが取締當局を呼んで一問一答したからといつていい結論は得られんと思ふから、私はここで動議を提出しまして、一つ廣く人々の意見を聞き、そうして我々の考えをこれに織込んで比較的完全な……、完全な取締法とか、完全な売春禁止ということではできませんが、比較的いい取締法を一つ案出してやるのはどうだろうか。政府が出さなければ、御婦人に限りません、我々も御協力申上げて出すことにやぶさかではありませんで、そういうようにしたらいいじゃないかと思つております。こういう考えにおきまして、一つ急速に廣く公聴會を開いてその意見を聞いて、外國の法規を参照してそうして我々の意見をまとめる。こういうことに一つ委員長において御進行あらんことを特に私は動議として提出いたします。

でもつと廣く完全な、参考人なり公述人なりの意見を聴取するということ、是非皆さんの御同意を得ていたし、是非思つております。その時期等については改めて又委員の皆さんにお諮りいたします。

は本當の根本の驅除の要諦というものはできないわけですね。御婦人の方の非常に御心配になつておるお氣持は私にはよくわかつておる。殊に我々が街を歩いて、新宿、渋谷、或いはその他の池袋、新宿という所を歩いてみると至る所におる、もう妙なものが横行し歩いておるやうなところ、これはもう甚だ不都合千万である。それは日本の婦人の品位という方面からこれは見なければならぬ。それから性病予防という方面については接觸という方面から見なければならぬ。で性病を予防するといふことはこれは本當は止むを得んこと、そういうことであらうけれども、これは血液検査、或いは尿の検査といふことで局部の検査を省略する方法もある。いろ／＼の方面に接觸があるのだからそういうことを本當に我々は十分に知つて、そうしてまあ／＼この程度ならばよろうというやうな、比較的にいい法案を作るなら作らうじやないか。政府がお出しになるなら我々は検討をして、これに賛成をするか、反対をするか、修正をするかの態度に出ようじやないかといふことで、これについては我々はそれだけの含蓄のある抱負なり知識を持つていなければならぬといふのが私の前提なんです。今のお話のやうなことはその道程に達するについてはそれは大変いいことであるから私は賛成する。併し手取り早く私の言つたやうな方法で考へてやろうじやないかと、こういうことを申し上げておるのです。

法の第十一條の発動の検査なり、それから一斉検査の結果を見ますと、だん／＼罹病率が下つておりますのでございませうが、これはその原因はどこにございませうか、御説明を願ひます。

○参考人(與謝野光君) お答え申し上げます。性病の発見率と申しますか、罹患率がこの表にございませうに、例えば芸妓にいたしまして、或いはいわゆる指定地域のいわゆる赤線区域でつかの婦人にいたしまして、或いは街娼にいたしまして、この數年來も顯著に減つて来ておるというわけでございます。これは御指摘の通りでございます。これは何が故かと申しますと、一つには終戦後治療の大革新、革命的発見がございまして、完全治療ができるやうになりました。第二には健康診断の様式が非常に進歩したと言へるのではないかと思つております。でそれによりましてこういつた売春を常習する人の罹患率が減つて来る。客のうつる率が減つて来る、客から又その何と申しますか、婦人がうつる率が減つて来るという循環がだん／＼とめぐりめぐりまして減つて来ておるのでございまして、今日では一般の若い人の間の性病の罹患率も並行して非常に下つて来ております。御承知のように各県で今のところは終戦後性病につきましても医師の届出制を布いておりまして、或いは極端なところでは十分の一くらいしか届けて来ないと思ひますので、その數そのものには信頼できませんけれども、指數として考えます場合にやはり年々下つて参つております。又十年ほど前には皆さんも御承知のやうに新聞の裏の三行のところにはたく

でもつと廣く完全な、参考人なり公述人なりの意見を聴取するということ、是非皆さんの御同意を得ていたし、是非思つております。その時期等については改めて又委員の皆さんにお諮りいたします。

○赤松常子君 ちよつと今一松先生に誤解があらうやうでございませうから、その訂正と連記の訂正をいたしたいと思ひますので、私は飽くまで政府が出して頂くという建前でございませうから、婦人議員の提出ということは今考へておりませんし、先ほども申さなかつた……政府が出した場合といふのであります。その点を訂正して頂きたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと連記とめて下さい。

〔連記中止〕

○委員長(郡祐一君) 連記始めて下さい。

○一松定吉君 私はお話のやうなことに反對でも何でもありません。各方面から我々知識を得てその豊富な知識によつてこういうやうな重大な問題を一つ立法しなければならぬこと、これは言うまでもありません。けれどもその取締に重きを置くといふことではなくて、どういふやうにしてこれをやればこういう弊風が改まるか、そうして而も性病という問題はそれで解決できるのか、風儀はそれで正できるか、病毒といふものの感染はこれで予防することができるのかといふことをよく研究しなければならぬ。今の問題は、もう取締られるのは性病予防法というた一本で取締られておる。あとは各地方においての条例とかいふやうなものでやつておる。こういうやうなことで

○宮城タマヨ君 私は與謝野局長と防疫のほうのかたに二、三お伺ひしたいのですが、與謝野局長には、性病予防

法第十一條の発動の検査なり、それから一斉検査の結果を見ますと、だん／＼罹病率が下つておりますのでございませうが、これはその原因はどこにございませうか、御説明を願ひます。

○参考人(與謝野光君) お答え申し上げます。性病の発見率と申しますか、罹患率がこの表にございませうに、例えば芸妓にいたしまして、或いはいわゆる指定地域のいわゆる赤線区域でつかの婦人にいたしまして、或いは街娼にいたしまして、この數年來も顯著に減つて来ておるというわけでございます。これは御指摘の通りでございます。これは何が故かと申しますと、一つには終戦後治療の大革新、革命的発見がございまして、完全治療ができるやうになりました。第二には健康診断の様式が非常に進歩したと言へるのではないかと思つております。でそれによりましてこういつた売春を常習する人の罹患率が減つて来る。客のうつる率が減つて来る、客から又その何と申しますか、婦人がうつる率が減つて来るという循環がだん／＼とめぐりめぐりまして減つて来ておるのでございまして、今日では一般の若い人の間の性病の罹患率も並行して非常に下つて来ております。御承知のように各県で今のところは終戦後性病につきましても医師の届出制を布いておりまして、或いは極端なところでは十分の一くらいしか届けて来ないと思ひますので、その數そのものには信頼できませんけれども、指數として考えます場合にやはり年々下つて参つております。又十年ほど前には皆さんも御承知のやうに新聞の裏の三行のところにはたく

○委員長(郡祐一君) 承りました。犬養法務大臣が通常國會において立案いたしたいと、今も一松委員のおつしやりました。併し、その場合にも一松委員の御指摘になつたやうな点を非常に法務大臣苦心をしておるやうに見受けました。それで政府の予定も逆當國會であるといたしますと、私もその法案の審議に関連いたしまして、当然おつしやるやうな公聴會等を設けることを是非いたしたいと思ひます。で、おつしやるやうに、各國の立法例並びに実情等の研究という意味合いで本日も関係者の意見の聴取をいたしております。おつしやるやうな意味合い

でもつと廣く完全な、参考人なり公述人なりの意見を聴取するということ、是非皆さんの御同意を得ていたし、是非思つております。その時期等については改めて又委員の皆さんにお諮りいたします。

○赤松常子君 ちよつと今一松先生に誤解があらうやうでございませうから、その訂正と連記の訂正をいたしたいと思ひますので、私は飽くまで政府が出して頂くという建前でございませうから、婦人議員の提出ということは今考へておりませんし、先ほども申さなかつた……政府が出した場合といふのであります。その点を訂正して頂きたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと連記とめて下さい。

〔連記中止〕

○委員長(郡祐一君) 連記始めて下さい。

○一松定吉君 私はお話のやうなことに反對でも何でもありません。各方面から我々知識を得てその豊富な知識によつてこういうやうな重大な問題を一つ立法しなければならぬこと、これは言うまでもありません。けれどもその取締に重きを置くといふことではなくて、どういふやうにしてこれをやればこういう弊風が改まるか、そうして而も性病という問題はそれで解決できるのか、風儀はそれで正できるか、病毒といふものの感染はこれで予防することができるのかといふことをよく研究しなければならぬ。今の問題は、もう取締られるのは性病予防法というた一本で取締られておる。あとは各地方においての条例とかいふやうなものでやつておる。こういうやうなことで

○宮城タマヨ君 私は與謝野局長と防疫のほうのかたに二、三お伺ひしたいのですが、與謝野局長には、性病予防

さん性病病院や診療所の広告がございましたけれども、今は殆んどない。言い換えれば性病だけでは医者が立つて行かなくなつてしまつた、言い換えればそれだけ確かに性病は減つて来ておるわけです。その原因は一つには薬の進歩、それから医師の進歩であらうといふことであるうと思ひます。

○宮城タマヨ君　よくわかりました。次にはこの性病予防につきましてはやはり警察の協力が要ることは勿論でございますが、その協力は十分できておりまいしうか。或いはその点につきまして何か御意見がございましたら伺いたいと思います。

○参考人(興謝野光君) お答えいたします。東京都におきましては警察とい
たしますと警視庁、国警、市警察とあ
るわけですが、大体関係のあ

りますのは、この三者とはとき／＼會議を開きまして密に連絡を取っておりますので、その点私のはうから見ますと警察の協力是非常にうまく行つておるのではないかと。又警察に對してはの協力といたしましても、例えば警察で挙げて参りますと、いろいろな荒唐の容疑のありますものに対しまする先ほど申上げましたような警察署へ出ての検査もいたしております、まあよそに比べて東京都が一番連絡がよいところじゃないかと思つております。

○宮城タマヨ君 次に性病対策につき
ましての予算は都にはどのくらいござ
いますか。

○参考人(小原菊夫君) 都の性病予防
費は総額四千四百十六万円でございます。
で、これが我々性病課で使いますも
のと、性病病院で使いますものと、そ

れから保健所で併設診療所として性病予防注射をやっておりますが、その方面に使いますものと三つに分れるわけでございます。で、梅毒、主として売淫

常習者のものに使われましますものだけを
見ますと二百万円くらいでございま
す。これについて国庫補助が半分の百
万円、こういう程度でございます。で
少し細かいことを先に言いましたが、
性病課として使いますものがこの四千
万円のうち約一千万円、性病病院で使
いますものが一千七百万円、それから
保健所で使いますものが一千三百万
円、こんな状態でございます。

○宮城タマヨ君 この採血数というと
ころが今大部分ございますが、これは
非常に時間もかかるし費用もかかるも
のじゃございせんですか。今の予算
に十分でございませうか。

○参考人（小原菊夫君） 性病予防法にも規定してございますように、検査を受けます者から費用を徴収する建前になつております。で費用が支払えない者については、減額若しくは免除の規定がございますので、一応現在はこの程度の数を検査いたしますのに特別に不自由は感じておりません。

○宮城タマヨ君 防犯部長にちよつとお伺いいたします。この条例の第二条は発容をした者又はその相手方となつたものは五千円以下の罰金若しくは拘留に処するということになっておりますが、これで以て処罰された者はまあ大休年にとのくらいございませうようか。つまり私の伺いたいのは、この条文は本当にどのくらい活用されておるかという点でございます。

○参考人(上村貞一君) お答えいたします。今はつきりした統計を持つてお

りませんのでありますが、送致したう
ち罰金に処せられる者はおおむね一割
前後でございます。その以下という数
字になつております。

○宮城タマヨ君　この売春それ自体を
処罰することについて非常に困
難な点が多いと思つておりますが、そ
の点ももう少し詳しく御説明、数よりも
その取締りにについてお答えを願いた
いと思ひます。

○(参看八義老樹雄君) 取締り上の困難という点になりますと、これは非常難に抽象的なことを申上げるのでございましてけれども、何と申しますか、これは理窟に落ちるのでございますが、この売春は目的罪と言いますか、そういう目的によつてこれを取締るという必必要があるのでございいます。そういう点について非常に何と言いますか、その

行為を見て直ちにこれを取締るということについて、その目的をよく立証しなければならん。そういう点について、これは何と言いますか、被害者があるというふうなものじゃないのでございまして、すぐにまあこの冤罪等の現行をこちらが押えましても、そういう点に非常に立証上困難があるわけでございます。相手方がそういうことをを隠しまして、言わないというふうな事態が非常に多いのでございます。勿論

この外見上に非常に明らかなものは、これはもう売春ということじゃなしに、公然猥褻というようにことで、勿論取締りできるのでございますけれど、屋内の極めて隠れた場所で行われ

る場合に、警察が単純にこれに踏込んで行くということは今日ではございせん。当然にそういう場合には今秋等も要求いたしましたて、そうして屋内の

捜索等をしなければならぬのであります。又そうした人を逮捕する等の必要があります場合にこれは令状が必要でございませうけれども、そうした場合にこうした事態に対して相当はつきりした基礎がなければそうした令状の許可を受けるということもできません。併しそうしたものの立証が極めて……これは立証といひますか、屋内に立入る、乃至はそうした容疑者としてこちらが予定した人間を逮捕するといふ必要性を説明するだけの事実を確める上に非常に困難を來たしておるのでございまして、非常に常識的なものと思ひましても、それがただそのと

て、全然ないかというところ、ないことではないのでございまして、この警察の活動は何と言ひますか、本当に事業といふものじやございせんものですかから、ただ警察官が動くその活動費だけで仕事をしているのでございませう。それから、格別の売春取締等をします上にこれは何れも売春取締といふだけに限らないで、勿論予算は計上されておるのでございませうけれども、勿論主として夜間に捜査官が動くのでありますから、夜間のみが殆んど仕事と言つてもいいぐらいいのたのでございませうが、勿論そういう

きだけのものとしてしか事件を立てられない。或いは又非常に懸賞な周旋等を行なつていたと思われるものであつても、常習的なほかのものが立証できない。或いは婦女を支配下に多数置いておるといふものでありましても、極く少数の者のみが立証し得て、そのほか明らかに我々から見ましてそのほかにも恐らく多数の子女等を支配して、非常に婦女管理の懸賞な行為があると思われましても、それが完全に立証できないといふような点がございまして、どうしてもそういう意味で非常に困難を来しておることは事実でございます。

○官城タマヨ君 今予算も人員も不自由困難はございますけれども、若干出張したり何かする旅費等の費用はございまずけれども、これと言つてはつきり申上げられるようなものはないのであります。併し予算がないからと言つて、何と言いますか、何も仕事に支障を来しておるといふようなことはございません。結局問題はこういう主として売春取締に専従する人員を増加増加算上の制約によつて警察活動がどうした点について不自由だとか或いは十分だとかいふ事情はございません。

とりましたら、非常にこの取締に効果があるのではないかと思っております。そこで私が予算はどうなつてゐるかというのを伺いたかつたわけでございますが、如何でございますか、もう少し専門家を置くというようなことをすれば、非常に非難の多い、この都条例がことも実行されていらないというようなことも緩和されるのではないのでしょうか。その点如何でございますか。

○参考人(養老純雄君) 現在警視庁の本部に主として専従すると言つていい人員が三十名ばかりおります。これが売春の取締に主として専従してゐると言つてもよろしいのでございます。それから各警察署の保安係、これはほかの仕事も勿論所掌しておりますけれども、併せて売春関係の仕事をしてゐるのでございまして、盛り場等そうした事柄の非常に多く予想される警察署、予想されるところを所轄してあります警察署におきましては、むしろこうした方面の専従と言つてもいいような警察官も一名、二名置かれておるのでございまして、そのほか又警邏隊でございます。外勤の警察官にいたしましても勿論併せまして、余り突込んだような仕事はできませんけれども、十分防犯的な任務を兼ねましてこの仕事をいたしておるのでございまして、今非常に都条例の売春取締条例がよく執行せられてないという御非難でございますけれども、我々としてはまあそれだけの人員で以てこれに専事しております。内容的には懸念な者に対して相当の検査成績は上げておるよう

に考へておるのでございます。○宮城タマヨ君 いま一つ最後に、この昭和二十一年の十一月にございましてあの次官會議でございまして、これを見てみまして、止を得ざる悪なんというふうな言葉で、結局はこの公娼を認めたまつたり特許街を認めたことになりましてございまして、先だつての法務大臣のお話では、内閣でももうこの次官會議でなされたことについては撤回するような方向に向いてゐるんだ、日ならず撤回するといふような意向をお漏らしになつたのです。そういったまゝと、この取締の方面から申しましたら、根本が覆つたことになつて、非常に取締りやすいんじゃないかと思つておりますが、如何でございますか、この点。

○参考人(養老純雄君) 我々といひましては、この法規なり國の方針なりに準拠いたしまして取締をただ誠実に実施するだけでございます。御趣旨のようになつた特殊な扱いの方針等がなくなれば、勿論それに従つて取締をいたすといふことでございます。○宮城タマヨ君 それはそれでございまして、あれがございまして、たゞに、あの取締のほうでは今まで非常に苦勞なやつておるといふような点はございせんですか。

○参考人(養老純雄君) この次官會議の内容に亘りまして、これはもう十分御承知と思つてございまして、特殊飲食店等は風教上支障のない地域に限定して集团的に認めるように処置すること。これは警察の特別の取締に服させるというところが書いてございまして、大体まあそうした趣旨をそのまゝというわけでもないのございまして、勿論我々としてもこの時代の變遷に従ひまして、十分取締の方針を立て

て置く必要があるのございまして、こうした沿革からしまして、そういう趣旨に基きまして、お手許にお配りしております資料にも書き上げましたような取締の基準、暫定基準といふものを立てまして、この外部……外に出た娼婦とか或いは契約……売淫の契約或いはこの周旋人の存在、年少者の問題といふことについての取締をいたしてゐるのでございまして、それども、そうした方針がはつきり撤回せられまして、一般的にこうした何らの考慮をする必要がない方針が立てられれば、勿論それでやつていいと思つてございまして。現在別に非常に取締の上にそうした特定の地域に對して困難だといふふうな点はございせん。

○中山福藏君 ちよつとお伺ひいたしたい。この売春行為自体が悪いといふことは、これはもう誰でもわかることでございますが、この売春行為をしなればならぬといふいわゆるよつて来るゆゑん、原因といふものを考へてみますと、相當の數に上ると思つてゐます。例えば教育上の欠陥といふことが、或は運性の鈍さから、まあこういう関係もあるだろうし、又他の方面におきましては、宗教上の立場から、宗教家の努力が足らぬといふことも考へられる、又或いは道徳的な社会指導の任に當る人間の努力が足りないといふことも感ぜられる。即ち宗教家、道徳家、教育家の努力不足といふような、いろいろ原因があると思つてゐるが、殊に一番ひどいのが経済上の逼迫から来る原因によつて売春行為が行われる。第五には、やり手婆だとか、誘拐者の營利的な目的のために、犠牲に供される。いわばこれらの屠所の羊の

ような、この憐れな立場にある婦女子が、結局鬼道に、追いつめられたようにに網にかかつて止むを得ずこの行為をやるといふことになるのが多々あると私は考へる。勿論先天的な、病的な人間もありまして、而してこういう原因から考へますといふと、これに對処する方策といふものは、おのずからそこに區別が生まれて来なければならぬと思ふ。その原因の如何によつて、対策といふものが、おのずから異なつた手段方法といふものによつて、現われて来なければならぬと思ひますが、そういう種類別にされた研究といふものは、警視庁でできておりますかどうか。それを先づお尋ねしておきたい。

○参考人(上村貞一君) 或いはお話の趣旨と少の違ひかも知れませんが、今御承知の通り、只今資料にもあります通り、大体旧公娼地区で、いわゆる赤線地区と言はれる場所、それ以外の場所と二つに分れて、大体ここに書いてありますような取締方針を立てております。赤線と言はれるところは、取りあへず人権保護、それから搾取、そういう面から取締基準が設けられると同時に、それ以外の場所については、現在のところでは、結局女を置いて、売春を常時やらせてゐるもの或いは女を賣り上げてゐるもの、或いはポン引を介在させて売春をさせておる。更に非常に露骨にやつておる。こういうものが非常に世間の非難になつてゐるというふうなを中心に取締をやつておるのであります。今言ひましたように、管理乃至は吸上げ、こういうようなところ、非常なところでは單なる搾取

だけでなく、併せて人身売買或いは婦女誘拐、こういうふうなもので、私たちの想像以上のやうな実態があります。取りあへず赤線のほうでは暫定基準によつて、取締を只今一生懸命やつておると同時に、それ以外の場所では、今言つたやうなものを中心に、取締が進められております。或いはお答え不十分であつたかと思ひますが、以上のような方法でやつております。

○中山福藏君 私は何回この委員会に出ても、同じことを承つておる。耳にたがでできております。それくらいに程度であらうと私は予期して、この委員会に出ておる。だから少しもこの委員会の審議に新機軸が現われていない。だから先ほど私が申しましたやうに、私も道徳家も恥じ、教育家も恥じ、宗教家も恥じ、先ず売春行為をやる人間を責める前に、社会全体の運命的な立場において反省を求めなければならぬと私自身は考へておる。例えば子供が売春行為をやる、これは児童福祉法に關する違反がある、又職業安定に關する違反がある、或いは刑法上の誘拐といふことについての違反がある、これは勿論これだけで取締ることができるとは、併し私どもはその遠因、動機、由来といふものを根本的に詮索してみることがある。これが政治なんだ。大局的にものを判断して、そのよつて来るゆゑんがいろいろあるかといふことをお互ひに究明して行かなければ、單に未精的のことばかり言つたつてそれではしょうがない。こういう立場から私は大局的な対策を立てる必要があると思ふ。だから私どもは病的な人間、或いは正常な人間がどうしてそこに陥るかといふ経路と

いうものを一応詮議してみても、そうして種類別にわけて、統計的に数字の上からどういふようにこれをふるひ分けに行くとかいふことを考えてみる必要がある。その対策について一応政府当局としては、当然措置を講ずべき覚悟と準備がなければならぬ、こう考えるわけでは、だから私がこの委員会に出つて、そういう点を突は承わりたいと思つておつた。只今のお答えでは不十分です。單なる取締りしかお述べになつていない。そのくらいのことでは社会政策上善い政策はできないと思ふ。もう少し掘り下げた御研究が必要だと思ふのですが、如何なものでしょうか。

○参考人(養老雄雄君) 亮春に関連いたしまして、警察特に警視庁の取締りを通じまして、いろいろな事実を統計的に作つたものを用意しております。それは二十八年度も二十七年度と同様なものを作つておるのでございますが、参議院の厚生委員会の委員のかたがたには二十七年度のほうをたしかお届けたと思ふのでありますが、当委員会の委員のかたへにもこれはお届けたしまして、十分御覧頂いて宜しいものでございます。早速私資料を揃りましたら用意いたしましてお届けるように手配いたしたいと思ひますが、それに今おつしやいましたような統計的なことにつきまして一々ここで申し上げますとはあれでございませうけれども、亮春婦の年齢とか或いは転落の動機とか、或いは何回も繰返すといふふうな状況とか、それからそれが亮春婦がみずからのその亮春によつて得ました収入によつて家族を扶養している状況だとか、学歴とか職業乃至は亮

春に対して場所を提供する者或いはこの場所を管理する者の業態、亮春婦の出生地、性病の罹患状況等々のごことにつきまして統計を持つてゐるのであります。そうしたものはどうしても時日が経れてまゐるようになりまして、これもやつておきますので、これは十分累計いたしまして御参考に使ひたいと思つておりますけれども、何と言いますか、我々としてなし得る点はその取締を通じて出た事実に基づきましてその状況をまとめ得る程度でありまして、何と言いますか、そうした実態というものを当然に警察の権限に基づきまして調べるといふことはこれは不可能であります。ただ取締りによりまして出た結果をまとめるといふこと以上に、路傍の人その他出かけてまゐる一々亮春に関連した事柄について調べるということとは警察としてはできません。従いましてそうした点についてのそういった安全なものを作り上げるといふことは到底なし得ないのでございませうけれども、能う限りにおいてそうした調査をいたしておりますので、これも御承知頂きたいと思ひます。

○中山福藏君 どうか一つ私の言つたことは徹底せぬかも知れませんが、若しおわかりでございしたら、次回に出して頂きたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 亮春対策に関する問題で他に……。

○赤松常子君 先ほど一松議員のおつしやいましたように、広く意見を聞く、公聴会みたいな機会を是非お持ち頂くことをもう一度お願いいたします。

○委員長(郡祐一君) 先ほど私が申しましたように、今の中山委員の御意見

も、根本の問題に触れなければいかんとおつしやる点、一松委員の意見と相通じておると思ひます。それでいづれ政府の態度如何では、法案の審議を相当地に擱下げて考えなければいかんと思ひますから、適当な機会があると思ひますから、その点は先ほど申上げましたように扱ふことにいたします。他に亮春問題についてございませうか。なれば午後には保全経済会についての法務省並びに大蔵省の意見を聴取し、質疑に入りたいと思ひます。一時半まで休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時一分開会

○委員長(郡祐一君) 午前に引続き委員会を開きます。速記をとめて下さいます。

【速記中止】

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

保全経済会の休業につきまして、庶民の零細資金を吸収しておりました状況から考えましても、社会的にも影響するところが多大であるように存じます。同種類の団体等についても憂慮すべきものが相当多いように思ひますので、先づ法務省の刑事、民事両局長から経過並びに御所見を伺いたいと思ひます。

○説明員(井本台吉君) 保全経済会は、会長伊藤斗福が商法第五百三十五條乃至第五百四十二條の匿名組合の規定に基づきまして、出資者を募りその出資金を以て株式及び不動産投資の事業を営み、これより生ずる利益を出資者に分配するのであると称しまして、昭和二十四年の中頃からその営業を開始したのでございますが、その後同種形

態のものが各地に現われるようになったのであります。保全経済会をはじめ、この種のものはいづれも契約期間が極く短期間であるばかりでなく、その出資者が広範囲の不特定多数人に亘りまして、更に利益の有無にかかわらず確定利率の配当を約していると思はれる点もあつたために、当初よりその出資金の受入れと称するものは銀行法、或いは信託業法、その他の金融法規に抵触するのではないかとということが問題になつておつたのであります。よ

りまして、私も法務省並びに最高檢察庁におきましては全国の次席檢察會議、或いは財政經濟關係審議會等、いろいろな機会におきまして、全国の檢察庁に対して、これら匿名組合形式による業者などにつきまして、關係官庁などと密接な連絡の下に嚴重な内偵査察を行ひまして、背任、詐欺、横領などの実質犯の場合は勿論、いやくも法規に抵触する点があれば、断乎これを取締るよう指示して来たのでござい

ます。併しながらこの種の業者の実態は非常に複雑多岐に亘りまして、遺憾ながら今日まで若干の檢察を見たにとどまりまして、問題の保全経済会につきましては容易にその全貌を把握しがたく、又同会を以て商法上の匿名組合でないと言ひ切るだけの資料も十分得られなかつたのでございませう。今回保全経済会が営業を停止するに當りまして、現在までのところは幸ひ各地の出資者はおおむね平穏の模様でございませうが、今後は告訴、告発も繰出するものと考へられるのであります。場合に

よつては背任、詐欺、横領、その他の違反事実が明らかになる場合もあると考へられるのであります。

最高檢察庁におきましては、保全經濟会の営業停止の声明と同時に全国の檢察庁に對しまして、同会及び同種事業の動靜を厳重に監視するように指令いたしましたのであります。今日まで檢察庁側といたしましては、高知において同会長伊藤斗福に對しまして告訴が一件ございしました。この告訴狀の写しは最高檢察庁まで參つておりますが、これらの書類、その他を十分検討いたしまして、合せて保全經濟會對する今後の檢察態度を検討する予定であります。以上であります。

○説明員(村上朝一君) 保全經濟会につきまして、取締り當局の立場からの所見につきましては、只今刑事局長からお答え申上げたのでございませうが、私からこれを法律上いゝゆる匿名組合と稱するものをどう見るべきであるかにつきましての所見を簡単に申述べたいと存じます。

保全經濟会と出資者の關係は一般に匿名組合であると言はれておりますし、又營業案内書には商法の規定による匿名組合組織であるといふことが書いてあるものであります。その実態は果してこれを商法の匿名組合契約と見るべきものかどうか甚だ疑問だと思ふのであります。御承知のように匿名組合は投資者の、即ち匿名組合員が相手方即ち營業者のために出資をしてその營業から生ずる利益を分配することを約する契約でありまして、出資の對象となり事業は法律上には營業者の事業でありませうが、経済的には匿名組合員即ち出資をする者と營業者との間の共同事業でありまして、營業者は營業年度ごとに損益を計算いたしまして利益があれば、これを匿名組合に分配

に、今までの保全経済会の規則は見

ことはありませんが、新聞等の記事により、それからいろいろ今世間に行われておる何々金庫というようなものの営業の仕方を見ると商法の匿名組合の規定そのものによつて彼らはやつておるように見えるが、つまり或る一人のAというものが営業すればB、C、D、E、F、G、Hというよう多数のものAの営業に關して出資をする。彼らの間には、あなたの営業するに對しては我々は匿名組合員として出資をいたしますという誓付けによつて出資しておる。但し私どもの出資は三カ月でお返しを願います。三カ月でお返しいたします。あなたがたの出資に對しては月二分の利益配当をいたします。よろしくございませう。こういうような誓面を交わして、そして金をどん／＼いわれる寄託じやない、出資しておる。この出資を受けた営業者は、それによつて人に金を貸す、或いは不動産、動産を買ふ或いは株を買ふ、それで儲ける、儲けた金を月二分づつ返すといふことであれば、これはこの商法の規定の匿名組合の規定にちやんと当てはまる。但し商法の百五十三條、即ち帳簿の閲覧權とか或いは財産の状況の調査とか検査とかいふことを、俺は帳簿を閲覧するのだ、俺は検査するのだといふことを申入れて、その匿名組合の営業主が拒んだといふ事実があれば不都合だ。そういうようなことを法律を知らない者が調査や検査を申入れたといふことはいふでしやう、今までは……。そして月々二分の配当を、利益をやつておるといふことであれば、これは不特定多数の人が相手であらうと何であらうが、商法の匿名組合の規定には当てはまるように

思ふのだが、それを彼らが伊藤何がしというような者が俺は俄かに損をしたのだから云々と言つて営業の停止をしたといつて驚いてこれこれと言ふことになつて来ると、丁度中山委員が今言ふように長い開府は放つたらかしておいて、そして全國の人間から集めた金を扱うことができないようになつたから俄かにうらたえて、これは銀行法に反するとかこれは何と何と言つても、これは今までそういうことを放任して監督しなかつた責任は政府にあるのであつて、その点今俄かにこじ付けて、これは銀行法違反だとか、これは不特定多数の人で以て何億という金を集めるのだから匿名組合ではないのだ、匿名組合の出資者といふものは多くても二、三十名以上ではないといふこととは、これはあとからつけた理窟であつて、商法の匿名組合という規定には今やつておることはちやんと当てはまる、又損をしても或は義務はない、出資したものは、つまり営業者のものになるのだ、それで、損をすればその補填をした後でなければ、組合員に利益の配当はせんでもよろしい。又組合員は利益の配当を請求することはできんといふことは、これは五百三十八條で規定してあれば、もう少しこれは早く、匿名組合の規定をかくのごとく悪用することはいふことが、それじや何とかしやうといふことで立法を着手することにならなかつた、こういうやうな大きな問題になつて来たときに、初めてあとに理窟を付けて、これは匿名組合の仕事ではないのだ、取締らなければならぬのだといふことは、全く私は中山委員と同じやうな考えを持つておるのだが、それはどうなんぞ

すか。そこを一つ本當に、どうも法の欠陥、盲点に乘じてこういうことをやつたので、これは悪かつたといふのであれば、早く取締りの法規をここに制定するように手続をとればいいのだ。このままこれを置くとして、ほかに何か刑法上の処罰を受けるやうな行為が彼らにあれば、これはこの方面で罰せられるけれども、今、表向きに出ておるやうなことであれば、匿名組合じやないのだといふことは言えないのじやないかと私は思ふのだが、その点を一つ我々専門家の、納得の行くように説明して下さい。

○説明員(井本台吉君) 誠に御尤もな御疑問だと思ひますが、この伊藤斗福のやつております保全經濟会は、從來事故が殆んどございませんで、最近急に店を閉めたといふやうなことで、幣識の相當ある、知能の高い人は、相當危い業務だと感じておつたのでありまして、いさなり檢察當局がこれに手を付けますと、そのためにこの業務が潰れたといふことで、却つてほかのかたがたに迷惑をかけるといふことも一つ心配しておつたのでございませう。現に伊藤斗福は、休業をたしか三月と発表しておられますが、この間に何らかの官憲が手を入れれば、官憲の手が入つたといふことで、自分たちの業務再開の義務とか或いは返済の義務といふことを延ばす口実になるやうなやうな傾向も見受けられるやうなものでございませう。金融關係の業務違反として処罰いたしますのは、余りに罰が軽い。銀行法違反にいたしますと、免許を受けるに銀行業務を営んだ者は五千元以下の罰金でございませう。さやうな事案

ではちよつと当らないのじやないかと一考もしておるのでございませう。本質は取込詐欺であるとか、或いは横領、背任といふやうな問題でありますけれども、これに手を付けますきつかけが從來はなかつたのでございませう。類例の匿名組合方式による、かやうな業者も多々あるのでございませうが、それに対しては、すでに名古屋、大阪で各一件ずつございまして、名古屋では詐欺罪で起訴いたしました。第一審が無罪判決で判決があつたやうでございませう。株主相互金融の形的事案も大体同種の問題になつておりますが、そのほうはかなり手を付けまして、約二十件ほど起訴して、すでに有罪の判決があつたものもございませう。以上のような事情で、詐欺その他の罰則にこの事実が當るかどうかといふことが、從來何ら事故がなかつたといふことで、研究はして来たのでございませうけれども、そこまで手が届かなかつたといふ実情を御了承頂きたいと考へる次第であります。

○一松定吉君 詐欺とか横領とか背任とかいふことになる、刑法上もそれだけの条件を具備しなければならぬが、横領といふことになつて来ると、匿名組合であるといふと、出資者の金は全部営業主の自由によつて使つて、その金を自分の金として使うといふことは横領罪が成立しませうね。それから又自分がそういうことをちやんと標榜して、それを納得して出資して、そして月二分の利益を受けるというやうなことで金を出したら、これは詐欺罪にならん。相手方を欺罔したのではない、相手方も欺罔されてないから詐欺罪にならん。背任といふことに

なると、自己若しくは第三者のために業務をしておるものが、自己若しくは第三者の利益を圖つて本人に損害を加ふる目的で任務に背いた行為をなし、そして本人が損害したのでなければ背任にならん。そして自分が本當に行詰つてしまつて営業もしないのであるのに、するやうなふうを装つて出資名義で金を取つたといふことならば、それは詐欺になりませう。ただ刑罰法令は御承知の通り嚴格に解釈しなければならぬ。率強附會してこれを詐欺になる、横領になる、背任になるといふやうなことは、これは刑罰上の不当の成立を許さんわけです。その点私は納得が行かない。これは何も保全經濟會だけじやない、全國に何々相互、何々金融、何々金庫といふものがたくさんある。これは皆そういうやうな匿名組合の規則を以てやつておる。銀行法といふことになつて来ると、預金を預かる、そして人に貸付ける、預金を預かる、そして人に貸付ける、高利貸なんかといふものは銀行法でなくやつておる。預かつてそうしてそれを人に貸付けるといふならば銀行法でやるほかはないが、これは銀行法にも当てはまらないのみならず、自分の営業のために金を預かつて、預かつた金で不動産を買ふ、或いはその他の動産を買つて儲けるといふやうなことで儲けた金を出資者に配当するといふことになつて、銀行法にも違反しないといふことには、要するにこういうやうなことはもう少し、これは立法者も悪い、我々も責任があるでしやう、何とか取締らなければいかんじやないかといふことで、そういう点は手落ちであつた。だ

に、何分にも相手方の多い仕事をして

ん、これは何に当るのだということがきまらんのだから……。

○楠見義男君 私は中山さんの御意見に御尤もだと思うのですが、そこでさつきからの御説明を伺つておつても、民部局長の御意見、それから大蔵

りにならんと、これは非常な動搖を今現に來たしつゝあるのだから、その点に對しまして大蔵省の政府委員のかかの御意見を承わりたいと思います。

○説明員(有吉正君) 先ほども申上りました通り、匿名組合契約によりまして

違法であるというような解釈が下さ
るということになりますと、今後の問
題にも非常に大きな影響を及ぼすの
はなからうか、かように考えた次第
でございます。その間かかる事情を入
まして法務省とも十分打合せをし、

権 検査権はございませんが、各種資料を集めまして研究は続けて参つておる次第でございます。又政府の一日といたしまして今後の対策はどうすかということにつきまして、法務省御意見も提出しているような次第で

ざいます。決してこれを等閑に付して
いるという様なことではございませ
ん。ただ我々といまして及ぶとこ
ろの力が足りない、或いは権限がな
いという様な制約もございしますが、
できるだけ研究努力いたして参りたい、
かように考える次第でございます。

○松定吉君 政府当局の御意見はよ
くわかりました。こういうような財
界に重大な影響を及ぼすようなこと
については、一つ急速に政府のほうでこ
の措置を講ずるような立法処置をおと
りになるか、そうでなければ委員でも
出してやらなければならぬと思うので
すが、あなたがたのほうであいまいで
あり、あなたがたのほうで疑問のある
ものであれば、法律の専門家でない素
人あたりが、これは刑法の罪に触れる
のだというてやつておるものはない。
やはりこれは正しいやり方だと思つて
いるからやつておる。正しいやり方だ
と思つてやつておる結果がこういうこ
とになつたということになると、刑罰
法令において処置すべき問題じやなく
て、これは他の方面で一つ急速に救済
しなければならぬ問題だと思つたら、
早く私はこれは何らかの手を打つたら
いいと思つた。ただ幾ら材料を集めて研
究したからつて、匿名組合の範圍を出
なかつた。それをあとで屁理窟をつ
けて、これは財政上影響するところが多
いから、これは取締らなければならぬ
とか言つてあとから取締つたつて、罪
にならんものを取締ることはできない
のじやないですか。そういう点につ
いて、何か今政府当局でお考えになつ
ておるようなことがあれば、この際一つ
承わつておきたいと思ひます。これは
全国に保全経済会だけじやなくて、随

分たくさんあるでしょう。今二百なん
ぽとかくらいあるように新聞記事にあ
つた。やはりみんな今のように匿名組
合で出資して、営業主が金を集めて、
その集めた金でいろんな商売をしてお
つて、そうして月二分とか三分とか何
かそういうようなものをやる、一面に
は銀行の利息は定期でも年に六分とか
七分とか四分五厘とかいうふうにな
い。だからして金を持つてゐるものが
銀行の安い利息よりも月に二分、三分
のほうがよくしつといつて、結局利益
に目がくられて、これはやつておるもの
もたくさんおるのだから、こういうもの
が隆起するということになると、そ
れは国民の生活に非常に重大な影響を
及ぼす、だからこれは放つたらかして
はおけませんね。今までのことは直接
刑罰法令に違反しないから手がつくら
れんとあれば、何か行政処置でもとつ
て、国民が被害に陥らないような方法
を講じなければならぬと思ふのだが、
そういう点について今政府は何か急に
考へておられますか、おるならば如何な
る方法を考えておられますか、それをお
尋ねしておるのです。

○説明員(井本吉君) 取締対策につ
きましては直接私どもの所管でござい
ますが、目下如何ようにするか、至急
に対策をきめるべく検討中ではござい
ます。救済法現案につきましては、只今
のところこれも検討中ではございませ
ん。

○補見義男君 大蔵省のかたにお伺
したいのですが、さつきの御説明で匿
名組合出資でないという判断はつたか
いとお話でございませぬ。そこでそ
の逆の匿名組合だという判断は大蔵省
はしておられるのですか。それともそ
れも断定はできない、こういうことな
らうですか。その点だけをお伺いしてお
きたいのです。

○説明員(有吉正君) 私の先ほどの言
葉が足りないために失礼をいたしました
と思ひますが、現在の保全経済会だけを
つかまえて考えてみました場合ににお
きまして、これは一応斗福が営業案内に
おきまして匿名組合契約という商法の
条文を引きまして営業をいたしてお
る、出資を募つておる次第でございま
す。これに對しまして匿名組合である
かないかという点は別問題にならうと
思ひます。いずれにいたしましても、
出資ということによりまして、金融関
係法規には断じて違反の対象にならん
とかように考える次第でございませ
ん。

○補見義男君 そうすると匿名組合だ
とも断定はしてないわけですね。

○説明員(有吉正君) 匿名組合でない
と言ひ切るだけの根拠はございませ
ん。伊藤斗福自身が匿名組合であると
言つておる建前からするとすれば、匿
名組合であるというところに相成るか
と思ひます。但し匿名組合自身につ
きましては或いはこれに準じたものとい
うようなことにもなるうかと思ひま
す。

○補見義男君 そうすると、さつきの
民事局長のお話の匿名組合でなしに、
消費寄託或いは消費貸借どちらかじ
やないかというようにお話があつたの
ですが、そうすると、今度の問題は
どうなんでしょう、消費貸借か或い
は消費貸借か、匿名組合か三つのどれ
かに必ず入るのか、それ以外のものと
して考えられるのか。法律構成の上か
ら見てどういふことになるのでしよ
うか。

○説明員(村上朝一君) 契約の形態を
詳細正確につかんでおりませんので、
正確な回答はできないのでございま
すが、先に伝えられております事實だ
けから考えますと、先ほど一松委員か
ら仰せになりましたお考えとやや違
うのでありますが、私どもは商法の匿名
組合契約の条文に「當事者ノ一方カ
相手ノ營業ノ爲メニ出資ヲ爲シ其營業
ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ
スル」契約である。これを普通學者は
法律的には營業者の營業であるが、經
済的に見ると營業者と匿名組合員兩
當事者が共同して事業を営む關係にある
場合である。従つてその營業から生
じた利益も損失も分ち合うというのが匿
名組合である。かように考えます
と、この保全経済会の場合は營業案内
にもありますように、匿名で資金の利
殖を図るのだというのを言つてい
る。そして月二分の確定の利息を払
う。又三ヶ月過ぎれば返すといふこと
になつておりますので、これを商法の
匿名組合と見るよりは、利殖のために
一定の金を預けるのだといふふうに見
るのが當事者の意思に合うのではない
か、そのほうが契約の解釈として本
当ではないかと、これは法律的な意見に
過ぎないのでございませうが、さう
に考えるわけでございませう。

○補見義男君 そういふふうになつて
来ますと、これはかたばらずにお聞
願ひたいし、又お話しした通りで
すが、結局さつき中山さんからの、今
まで政府は何をやつていたのかとい
ふことは関連するのですか、一方では
匿名組合だとは断定はできないが、併
し匿名組合でないとも断定できないとい
ふ意見があり、それから実態に即し
てみれば今民事局長のお話のような意

見も出て来る。そういう意見は今度の
問題が起つたので初めてそういう意見
が明らかになつたのか、これは私別に
今までの態度を詮索するといふことで
なしに、ただ事実だけをお伺ひしたい
のですが、従来からもそういう意見が
法務省、大蔵省の間にあつて、それが
結論がつかずに今日になつたのか、そ
の間の事情をお伺ひしたいのです。

○説明員(村上朝一君) その点につ
きまして私の関係しております点だけ
を申し上げますと、本年の一月頃でし
たが、大蔵省のほうから保全経済会、
いわゆる匿名組合と稱してゐるものが
あつたといふ意見を求められまし
て、その際二、三日私どもで研究いた
しました上、これは匿名組合と考へら
れないといふ回答をしたことがござ
います。その後大蔵省は金融行政の立
場から、又檢察庁は刑事行政の立
場からそれぞれ御研究になつたこと
と思つてございませうけれども、私ども
直接これを取締る……、その他の行政
を担当する立場にございませぬので、
そういう法律上の意見を申し上げたき
りになつておつたのでございませう。

○補見義男君 そういふ場合に政府部
内における最終的な公権的な解釈は従
来法制意見局がやつておるわけであ
る。そこで大蔵省にお伺ひしたいので
すが、さういふことを照会せられて法
務省のほうからさういふ回答があつ
て、而も大蔵省としてはそれは法務省
の意見が、民事局長の意見が間違ひであ
るといふふうにお考えになつたのか。
或いはそのほうが尤もかもわからん
が、金融関係その他から秩序が急に乱
れるとかいふ……さういふことを懸念

○説明員(有吉正君) 政府部内の意見

る対象になつておつたとは言ひ切れま

○説明員(村上朝一君) 一般に学者の

婚ではない。ところがもう届出が出ん

に解釈して見れば、今營業者がここに

議論の過程におきましては或いはこの

ます。そこで結論としましては先ほど

算出することができなければならんわ

り一匿名組合員ノ出資ハ營業者ノ財産

反対の事実が今日まで挙つていないの

絡を密にしたわけでございます。刑事

○一松定吉君 今民事局長のお話の程

か、かように考えるものであります。

見れば其間の營業みたいな意味だか

いのじやないですか。

第四部 去後梁貞孝亭上二回國策

卷一百一十五

1711 『拾遺記』

147

す。法律上の議論になりますので、これ以上申し上げませんが、現行法上どういう形でやりますようにも、例えば株式会社の社債という商法で認められた適法な形を使いまして一般の大衆の資金を集めまして、非常に法外な有利な条件で、而も誇大な巧みな宣伝を用いて大衆の資金をかき集めるといふようなことが行われますと、そのために騙されて被害を受ける人が出て来るのであります。むしろこれは匿名組合であるからどうだ、ないからどうだといふよりも、立派な経済的な基礎を持つた、そうして政府の監督に服してある正規の金融機関等でないものが大衆の資金をいり／＼な好餌を以てかき集めるといふことを取締る法規に不備はないかどうか、その点について検討の必要がある。これも私実は所管外でございますので余計なことかも知れませんが、さように考へておる次第でございます。

○一松定吉君 今民事局長の御答弁によると、それは成るほど匿名組合にやつた人間の認識不足はあつたでしょう。政府の保護を受けておる金融機関に預金すればそういうことはなかつた。政府の保護を受けない匿名組合のようなものに、信用されないようなものに自分が金を預けた、それがためにその金の取戻しができなかった、回収ができなかつたというようなことはあるけれども、それがあつたために匿名組合でないというところは言えないのじやないですか、それをどういふものか、代りに政府の保護を受けておる銀行に預金した、その銀行がいろいろ／＼なことをしてその職域を逸脱したために俄かに破産して預金者が預金を全部もら

えんということがある。その時分にその銀行は銀行でなかつたというわけはいかんじやないですか、それと同じようにつまりそういうようなことが法律によつて盲点があるなら、その盲点を政治家としては、政府としては早くよくして国民の安心するような措置をとらなければならんじやないですか、それを今まで放つたらあつて置いて、中山君も言うように五年も経つた今日に至つて騒ぎ立てて、財界が混乱に陥るといふことはよろしくないじやないですか、それについては何か政府は手を急ぐに打たなければならんじやないか、というのが我々の心配しておるところなんです。それをあなたのようにそういうものに金を出してやつたのだから何とかしなければいけませんというところは、そういうところがあるから早くこれらの盲点を埋めて、国民が安心して今日預金できるように持つて行かなければならん、そういうことを私は申し上げたのであります。

○楠見義男君 民事局長の匿名組合ではないといふことをおつしやつた趣旨は、私はこういうふうな了解したのですが、それは前法の五百三十五条ですが、匿名組合員が出資をしてそれから営業者に利益があれば利益を配分する、こういう契約が匿名組合の契約だ、ところが利益のあるなしにかかわらず確定配分をするといふことをしておるから五百三十五条自体が狙つておる契約とは違つた契約なんだから、従つてそれは匿名組合契約ではない、こういうふうな言われたと私は了解しておるのですが、その点さうかどうか一つお伺いしたいのですが、それから一つは、これは刑事局長にお伺いし

たいのですが、新聞で見ますと高知かどこかで保全経済会の問題について取込詐欺が何かといふことで告訴が何かあつたように承知しておるのですが、その際に法務省といひますか検察庁側で、契約自体について態度といひますか、解決が明瞭でない、こういうことになつて来る、その告訴を取上げますべもないのじやないか、こういうふうにも思ふのですが、それはどういふふうにお考えになつておるのか、その点を御兩人にお伺いしたい。

○説明員(村上朝一君) 楠見委員のおつしやる通り前法五百三十五条に當る当事者にそういう契約をする意思がないといふふうな考へるほうが実情に合ふのじやないかと、かように考へております。

○説明員(井本台吉君) 大体この告訴の主たる点は取込詐欺であつたといふことなので、この点であればこの取調べには別に差支えないのじやないか。先ほどの金融業法違反の点は仮に積極であるといひましたも、先ほど申し上げたように非常に軽い罰則で、告訴人がそういう点については問題にしていない、こういう実情でございます。

○龜田得治君 民事局長からさつきこの保全経済会の法律的な見解を言われたのですが、私も大体八、九分通りまでそういうふうなこの問題に考へておるのです。これは見解ですから見方の相違はあるかと思ひますが、やはりこの前法の匿名組合といふものが保全経済会がやつておるようなものを意圖しておるものではない、これは明瞭だと思ふのです。やはり法律解釈はあくまでもその奥意とマッチしたような解釈が正しいかと思ひます。私案はあなた

がそういう明確な考へ方を持つておりながら、なぜそれが大蔵省のほうに通じていないのか、大蔵省のほうは何がお話によりますと刑事局長を通じて法務省の見解を聞いておる、こういうふうなことのようですが、そのために民事局長のほうで出しておる結論といふものがうまく通じていなかったのかどうか、丁度三人おられますから、それは一体どういふふうになつておるのですか。

○説明員(村上朝一君) その点は先ほど申し上げましたように、今年の一月頃でしたか、大蔵省の事務官のかたが二、三人見えまして、どうであらうかといふお話もございまして、そのとき私もお会いしたのですが、二、三日研究して見るということとで内部で相談しておりました、係の者にこれは匿名組合とは考えられないといふ返事をしてもらいたいといふふうな申し立てでありまして、その返事は向うに伝わつておると私は考へております。

○龜田得治君 あなたが直接大蔵省のほうに二、三日してそのことをおつしやつたのですか。

○説明員(村上朝一君) 私のほうの係の者を通じて大蔵省のほうに申ししております。

○龜田得治君 そうすると係のかたが、これは細かい話になりますが、その係のかたといふのは、そういう保全経済会に対する見解を下すときに、何か相談されたといふれば、その相談に参加しておつた人が伝えたのですか、それとも全然そういう研究の何か相談に与らないのか、あなたの見解を、あちから来たかどういふふうに言つてくれ、そういう形だつたんでし

ようか、どうなんでしょうか。

○説明員(村上朝一君) 私のほうで商法関係の事務をやつておる者でありまして、無論相談に参画いたしました、そのものと相談した結果を伝えるように申ししたのであります。

○龜田得治君 そうすると、會議に參加し、商法関係を担当しておられる専門家であるといふれば、これはもう民事局長が言われたことがつきり外部に出ていると私考へるのであります。更に念のためお聞きしますが、それが一月のことですか。

○説明員(村上朝一君) それは時期はつきりした記憶はございませませんが、多分今年の一月頃じやなかつたかと存じます。

○龜田得治君 金融課長にお尋ねしますが、あなたは何か刑事局長のほうから聞いておるといふふうな言われてゐるんですが、民事局長の言は、あなたの係官のかたが直接民事局長のほうに行つておられるようですが、それはどういふふうな……、何かの問題でし

うか。

○説明員(有吉正君) 先ほどもお答えいたしました通り、これが研究に際しましては、大蔵省のみならず法務省にも御連絡いたしましたわけでございします。法務省におきましても民事局長、刑事局長、行政訟務局それ／＼別個に御相談したこともございします。最後に三月に至りまして最終的に衆議院の大蔵委員会でこの答弁を求められておりました関係上、これを大蔵部内だけの見解の表明ではいかなのだ、慎重にやらなくちゃいかなのだ、こういうことでございしましたので、法務省とも最終的に御打合せをいたしましたわけでございします。

その際におきましては刑事局を一つの窓口といたしまして、法務省と御連絡したわけでございます。最終的に法務省から御連絡を受けたのは、先ほど私の方から御答弁申し上げた通りでございます。その前にそれ、民事局なり刑事局と御連絡いたしましたときにおきましては、議論の途中におきまして、或いは保全経済会等は匿名組合出資によるものか或いは匿名組合出資じやないという議論もございました。そのような議論も私も承わつたことがございまして、私どものほうもそれに対して意見を申し上げたことがございまして、それは議論の過程の問題でございます。我々としては三月におきましてこの問題の最終的な見解を述べるといふ際に、民事局のほうからかかる見解につきましては正式に私どもは聞いた覚えはございません。

○龜田得治君 最終的なそういう見解をお聞きになつたのは三月なんですね、そうするとその三月の最終見解を大蔵省に法務省から出す場合には、これは民事局は参加していなかつたのですか。これは民事局長に……

○説明員(村上前一君) 或いは参加しておつたかも知れませんが、よく記憶がございませんが、私も先ほど申し上げましたように、これを取締るといふ行政面には直接関係しておりませんので、まあ民事に関する法律問題をいろいろやつております関係上各省から相談を受け、意見を求められますと意見を申述べることがございます。この問題につきましてもそういう意見は申述べましたけれども、それを取締る責任の局に当る方面でどういふ最終的な御意見をもちこになるか、それに対して

して私のほうでどこまでもそれはこちらの意見を通してもらわなければならぬということを中心とする立場にはございませぬので、参考までに私どもの意見を申し上げておる程度に過ぎないのがあります。

○龜田得治君 そこが大事だと思うのですが、これは決して私参考までにただ述べるというふうな問題じやなからうと思ひます。基本的にこれを匿名組合と見るのか見ないのか、こういう点でやはり大蔵省としても又刑事局としても決定的な問題だと思ふのですね。だからあなたのほうのそういう明確な結論を無視して刑事局が動きようがないと思ふのです。私はそういう意味で、刑事局長がおかになつておられますが、こういう問題が起きているから、恐らく局長もその当時のことをお調べになつておると思ふのですが、その三月頃最終の見解をどうも刑事局が主体になつて大蔵省に出しておるようですが、その際に民事局のそういうおつきりとした結論を何かく無視して、いろいろな回答を大蔵省に出しているような感じを今受けるのですが、その点はどうなんでしょう。

○説明員(井本台吉君) 私この十一月九日に辞令をもらひまして新しく刑事局長になりましたので、また開きで甚だ恐縮ですが、三月頃の会議におきましては、民事局長も大蔵省の関係官も参加されていろいろ討議した結果、匿名組合ではないというその当時の材料だけではおつきりした断定はできないのではないかと、いろいろ疑問の点もあるというところが結論だつたように私は聞いておるのでありますが、その材料が全部揃つて断定的な点が申上げ

かねたのが、当時の実情ではなかつたかというように聞いております。

○龜田得治君 併しこれは大蔵省としても刑事局としても性格の問題は何と言つても民事局の意見を尊重してやられるはずなんですよ。民事局自身の意見が先ほどのお話でありますと一月には極めて明確に出ておる。それが出ておるのですから、どうもそのあとの三月頃の結論の出方がおかしいと思ふのです。三月頃には民事局長がそれにどうも参加しておらなかつたのじやないかと私は思ふのです。行違ひというのとは、つかその辺にあるのじやないですか。民事局長も参加されたようにほかのかたおつきりやいますか、民事局長の先ほどのお話だと、どうもその辺がおれのほうはもう一つにびつちつと結論を出しておるので、あとのことはどうも余り記憶しておらんような感じを私受けたのですが、手落ちはどこかその辺にあるのと違ひますか。

○説明員(村上前一君) 三月頃の会議というのに私自身は出ておりません。私のほうから或いは係りの者が出たかも知れませんが、最初申述べた意見をその会議で強く固執したかどうか、その会議の模様は聞いておりませんが、とにかく最初にも申し上げましたように、十分な資料を得ての上の判断ではなくて、或る程度の營業案内等を見ての判断でございまして、最終的に断定するにはまだ十分でないという、政府内部の何といひますか統一した意見としては、そういうところに落ちつかざるを得なかつたのじやないかと思ふのであります。

○龜田得治君 これは統一も不統一もないので、あなたのほうの見解を基礎

にして刑事局更に大蔵省、こうなつて行くわけなんですから、その同じ段階の人達が三人寄つて討論をやるもんだからどうもばれて来る、そういう性質のものじやない。基本的にこの性格というものを相当の民事局でもう聞いて来ておるやつだから、どうも納得が行かない。併しこれはどうなんですか。大蔵省に対するそういう回答なりそういうものは文書になつておるのですか。

○説明員(村上前一君) 文書になつておりません。それと、いわゆる匿名組合組織でやつておられます事業の実体を法律上どう見るかという点につきましては、これは民事局が担当の局であるというわけではないのであります。裁判所に参りますれば裁判官が判断いたしますのは勿論であります。檢察官がそれを起訴するかしないか、或る法律に触れるものとして起訴するかしないかというのを考える際に、おきましては、檢察官独自の判断でこの実体を判断するわけでありまして、又刑事局が檢察官に対してどういふ指示をするかという腹をきめるにつきます。刑事局独自の考え方というものがあろうかと思ふのであります。又大蔵省が金融行政の面からこれをどういふように見るかということにつきましても、これは大蔵省の責任において独自の判断をされると思ひますが、ただ私のほうは民事の行政を担当しております関係上、私の立場としての意見を申述べたに過ぎないのであります。これが刑事局なり大蔵省なりを拘束する意見であるとは私も考えておりません。

○龜田得治君 いや、それは勿論そう言われれば、大蔵省が対外的に動く場合には大蔵省の責任でやる。刑事局が

起訴する場合には勿論その責任でやる。独自の判断でやる。併しそういうふうな処理した場合に、それでは民事局の意見を一面聞いて見よう、最終の争いに裁判所だね。その際にそれと違つた判断が出て来たら問題にならないうことじやなしに、実質的にはやはり民事的な或いは商法的な性格というものはどう判断するのが正しいのか、それが何と言つたつてきめ手なんです。だからあなたの立場というのは非常に重要なことです。併しまあ過去のことはもう少し刑事局長も直接その当時の人に聞いてもらつて、又別の機会にして、今後の問題です。今後の問題にしても、結局はやはりあなたの見解と

いうものが決定的ですよ。こんなことは私は刑事局でも大蔵省でも認められたいと思ひます。それはどうですか。そういう立場ですかね。民事局はどう言おうとあれはおれの見解だ、そういうことで行けるものでしょうか、こういう問題について。

○説明員(有吉正君) お話のように金融関係法規につきましては大蔵省が主管しております。これが金融関係法規の違反であるかどうかという判断、つまり匿名組合の出資であるかどうかという判断につきましては、大蔵省のみで見解を打ち出すわけには参りません。従ひまして我々としては参りませ

法務省特に刑事局、民事局、訴務局及び法制局のそれらの御意見を十分に聞きながら我々の態度として判断して参らなければならぬ、かように考えて今まで折衝し、又御意見を承つて来た次第であります。

○龜田得治君 まあこのくらいにして

○赤松常子君 私人要人などでございまして、新聞の上で読んだだけのこととをちよつと尋ねたいのでござい

まが、あの問題が起きましたとすぐに大蔵当局の見解が発表されましたと、何か非常につづねた感じを受けたので、お前たちの自業自得であ

つて……、まあそれは私の感じでございまして、政府は関知しないというよ

うな非常に冷淡な受取り方を私したの

でございまして、事実まあいろいろ伺つてみますと、大蔵省の直接の監督下になつたものなので、そうおつしや

る立場もわかるような気がいたしや

けれども、それでよろしいものじやないかと思ふのでございまして、で、伊藤

理事長が今政府に五億円ですが、金融

を頼んでそれが融資がつけばまあ当座

乗り切れるというようなことを発表い

たしてあります。まあそれは一時気休

めかも存じませんが、そういうことは

大蔵当局に伊藤理事長から融資のこと

やなんかを持ち込まれているのでござ

いまいしうか。どうなさるおつもりで

すか。

○説明員(有吉正君) 只今のお話の伊

藤理事長が大蔵省へ融資の申入れをし

たという事実は、私は聞いておりませ

ん。

○赤松常子君 今たくさん全国にござ

います、これまた一つ問題の起

きた保全経済会の問題でございすけ

れども、その他の多くのこういう街の

金融機関に対してあれでございしまし

うか、今後どうなさりたい、どうい

うふうに投うと申ししましうか、見て行

くと申ししましうか、指導して行くと

申ししましうか、どういふふうにお考

えてございすか。これからばた

こういふことが起きたらどういふお考

えてございしましうか。

○説明員(有吉正君) 世間におきまし

ていわれる類似の金融機関と申されて

おります中にいろいろの形骸がある

わけでございす。その一つは先ほど

から問題になつておりますところの匿

名組合出資によるところの形骸でござ

います。これは出資のみを募りまし

て、中には貸金業をやつていられるも

のございまして、多くは土地或いは有価

証券に投資している形でございす。

そのほかに貸金業という形におきまし

て金を貸すというのを業としてい

る株式会社の制度でございす。この株

式会社の制度によりまして株を一般に

売却いたしましたそれによつて受入れ

た資金によりまして貸金業を経営して

おる。これが主たるものが株主相互金

融という形になつておるわけござい

ます。これらのものについて大蔵省は

どう考えるかという御質問だろと思

います。この株式会社形骸によりま

すところの貸金業につきまして、これ

も本年の三月四日に大蔵省としまして

一応結論を出しまして発表したところ

でございす。つまり株式会社制度

によるところの貸金業、これは一般大

衆から資金を受入れるということにな

りますが、飽くまでも株の売却により

まして資金を受入れておるという形に

なつておるわけでございす。これは

普通の事業会社の株の売却と何らその

間に性質を異にするものではないとい

うことでございす。直ちに金融関係

法律には違反と断じがたいということ

に相成るわけでございす。ただその

中におきましては或いは金融関係法規

の違反を犯しているものもあるかも知

れ

ません。従ひましてこれにつきまして

は厳重なる検査をして参りたい、か

よに言つたわけでございます。と申し

ますのは、貸金業につきましては貸金

業の取締に関する法律というのござ

いまして、これに届出の義務を課して

おります。又大蔵省は検査をすること

ができるようにもなつておるわけござ

います。そこでその声明と同時に大

蔵省といたしましては貸金業者の検査

をいたしまして、その大部分につきま

して違反の事実がございまして、

直ちに厳重なる警告を發すると共にそ

の改善措置を命じたわけでございます

す。なお併せて一般大衆に対してし

反と仮にいたしましたも、非常にこれは軽い罰金、五千円以下の罪でございますから、軽い罰でございます。それから刑法犯といたしましてどう扱うかということも慎重に研究討論しておりますという程度で、はつきりきまつておりません。

○亀田得治君 要畢をしておきます。先ほどのように……。

○赤松常子君 ちよつと問題違いますけれども、今度新しく井本刑事局長御担当頂いております問題の冤罪問題でございますが、どうぞよろしくお願いいたしますと思ひますし、御熱意をお持ちになつて頂きたいと存じます。○委員長(郡祐一君) 次回は明日午前十時から開会することになりましたので、本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時三十九分散会

昭和二十八年十二月一日印刷

昭和二十八年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局